別紙1

NO	意見の概要	意見に対する区の考え	
計画:	可全般		
1	環境基本計画素案の基本的な考え方には賛同します。以下の点にご配慮いただくと幸いです。 ・手入れに関わる区民が疲弊しないためのサポート(金銭面・時間面・人材面) ・すき間時間でも参加でき、成長できる仕組み(忙しくて時間の余裕がない人が多いので) ・リタイアした人がスムーズに身近な環境活動を見つけられる仕組み(例:社会保険から国民健康保険に切り替えるときに、案内を渡す) ・環境活動ポータルサイトまたは区から発信するインスタなどの設置 ・区による意識啓発。とくに以下の点について: - 生物多様性の大切さと、それを高める緑の管理の在り方、草木の選び方 - 暮らしのすべてにおいて環境を良くする選択肢があること。例えば毎日の買い物やごみの出し方、遮光や断熱による冷暖房エネルギーの節約 ・区にはごみの減量、とくに生ごみの循環(堆肥化やキエーロによる減量化)にもっと取り組んでいただきたいです ・環境意識が高まっている子供たちをがっかりさせない社会、大人の行動。親世代の意識と行動を変容させるため、親子参加のプログラムが通年で開催され、ゲーム感覚で楽しく参加できて、達成感が得られると良いと思います。	ご意見のとおり、「手入れ」を広げていくためには、日常の中で自然に認知し、関心をもって、無理をすることなく暮らしの中で取り組めることが必要だと考えています。いただいたご意見を参考に、区として各主体の行動を後押しする仕組みづくりや普及啓発を進めます。また、区が「手入れ」後押しする仕組みが明確になるように第3章「2. 理念」の文章や図表を修正します。	
2	世田谷区の環境基本計画を読み世田谷は環境基本計画について先進的だと思っておりましたが、これからの5年を考えますとこの計画だと地球温暖化対策を本気で考えているようには思えませんでした。もっと区として出来ることを公共的な仕組みでやって頂きたいと思います。	今回策定する本計画は、「環境」に関連する分野の総合計画であり、各分野における重要な課題、政策の方向性を明らかにするもので、地球温暖化対策を含めた各分野の具体的な施策は、「地球温暖化対策地域推進計画」等、分野ごとに個別計画を策定して取組みを進めます。	
3	計画の方針から受ける印象として、住民が自ら動いてくれなくては区として強制はできないという前提が強すぎるように思えます。 そのような考えでは、これまでと同様、大きな改善は見込めません。 環境問題は、コスト面でも課題がある問題かと思いますが、世界全体での人の命に関わる問題であり、本来であれば、私たちが損得勘定で動くせいで途上国や未来の世代の人たちの命が危険に晒されることなどあってはならないことです。その点で、環境問題に取り組むことは私たち国民の義務と言って良いと考えます。計画では分野横断に触れていますが、その意味で、脱炭素は時間的に最優先事項で、「今」はコスト面で苦しい思いをしても、また、住民から多少の反発を受けたとしても、区が住民を引っ張っていく意識を込めた計画が必要です。 その意味で、市民の行動変容は、太陽光発電設備や高断熱建築物、電気の再エネ切り替えなどの制度化が鍵です。	別計画において美効性のある施策を検討します。なお、「手入れ」の考え方の「人」は住民のみを指すものではなく、地球における人類を指すものとさせていただいています。「手入れ」の主体には当然行政も含まれ、行政機関の責務として環境政策を推進するとともに、住民や事業者など各主体による「手入れ」を後押していく役割を果たします。これらの関係性が明確になるように、第3章「2. 理念」の文章および図表を修正します。	
4	ぼやけた意見しか表明できないでしょう。小さくとも具体的に目に見える成果がないと行政の存在感は区民に	ご意見のとおり、本計画は環境における総合計画として策定するものですが、計画が理念に終わることがないよう環境政策部が個別分野への働きかけを行うとともに、所管と連携していくことで本計画において示した理念や方向性などを分野ごとの計画や施策へ反映していきます。また、ご提案の大学との連携も含めあらゆる主体と連携・協働し、区民等と環境との関係性を再構築するための取組みを第7章に記載しています。	

別紙1

NO	意見の概要	意見に対する区の考え
5	世田谷区環境基本計画のあり方として、デジタル技術を駆使して、区民と区行政をつなぎ、区の環境向上を空間的、時間的に実現するデジタル総合環境システムを構築するモデルをつくり、環境評価(住居.景観、道路、交通、教育、所得、人口構成、相互デジタル情報交換・共有、等々)をおこない、新しい公共を形成することである。そのためには、現状の職員では能力不足でありそのような意欲ある人間を仲間にして検討、計画、実行、確認、改善をおこなうデジタル地域行政総合システムをつくることである。	ご意見のとおり、本計画を推進していくにあたっては、最新のデジタル技術の活用などを図るための区の推進体制を構築していく必要があります。本計画の第7章(2)に記載しているとおり、デジタル化・情報技術の活用による業務の効率化や、環境に関心のある職員を庁内で募集すること、課題や施策ごとの柔軟なプロジェクトチームの組成など、人材や財源などのリソースを最大限に活用し、取り組んでいきます。ご提案の取組みは今後の施策検討の参考とします。
6	本計画については、世田谷区議会の環境・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会において議論して承認 を得ることが必要。	本計画の策定にあたっては、有識者及び区民委員等で構成する区の環境審議会に諮問し、ご議論いただいてきましたが、並行して区議会の環境・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会において計画改定の考え方や計画素案などを策定の各段階で報告し、意見をいただきながら策定作業を進めてきました。今後、計画案も区議会に報告し、ご議論いただいたうえで計画を確定します。
7	身近にある自然が、きれいな大気、水、土壌であるために、日々身近な環境がどのようなものか知り、環境保全には、どのような暮らしが最適なのか、それをわかりやすく伝え示すことが重要な区の役割だと考えます。いつまでも以前と同じ、きれいな大気、水、土壌が保持されているとは限りません。いつまでも変わらないように、常に現状を確認しきれいなまま保ち続ける努力を怠らないことが重要だと考えます。	豊かな生活環境を維持していく上で、きれいな大気、水、土壌は欠かせないものです。これからも関係部署と連携しながら、きれいな大気、水、土壌の保全に向けての情報収集を進めていくとともに、区民の環境保全への関心を高めるべく、啓発活動にも取り組みます。 また、環境保全のためにどのような暮らしが望ましいかをわかりやすく伝えるために、「第4章 めざす将来像」に記載する将来像のイメージを工夫して記載します。
8	環境を守ることは、自分たち自身の命と健康を守ることと同じだということを、みんなにわかりやすく説明できれば、誰もが自然環境を大事にしてくれるようになると思います。	日常で実感しにくい環境の価値を、区民と理解を共有していくことは、「手入れ」を広げていく上で、重要なことだと考えています。いただいたご意見は、本計画の理念を区民等に周知・啓発していく際の参考にいたします。
9	気候危機には、エネルギー政策の転換が必要ですが、自然エネルギーを確保するために森を伐採して太陽 光パネルを大量に設置することは、みどりがCO2を吸収し酸素を作ってくれることを無視して本末転倒と言え ます。機材を頂上まで運ぶためにさらに森を伐採して道路をつくるなど、まったく自然を大切にしていない行 為です。環境審議会だけでなく常に区民に情報をリアルタイムで公表し区民の意見を求め、区民と共に考え 最良の方策を導き出すことが大事だと考えます。	ご意見のとおり、再生可能エネルギーの確保と自然資源の確保はトレードオフにならないよう、総合的な環境価値の向上を図る必要があると考えています。区の政策の推進の際も、一方の政策のために他の環境価値を毀損することがないよう留意します。また各種環境政策の展開は、適区民に対し各種媒体でお知らせするとともに、気候市民会議をはじめとした参加型の取組みも実施します。また、環境基本計画の推進状況は「環境審議会」に報告し、資料および議事録の公開により区民への情報提供を行います。

別紙1

NO	意見の概要	意見に対する区の考え
10	地震対策 現在、各地で発生しているように、日本は地震国です。世田谷区として、環境対策だけでなく地震への防災対 策についても計画に規定してはどうでしょうか。	本計画の「人の暮らしや営みに直結する主な分野」の一つに「防災分野」を位置付け、「区の環境施策の柱となる分野」と横断的な取組みを進めることで、課題の統合的解決、多面的アプローチによる人の行動変容、相互の特性を最大限活かした相乗効果を生み出すことを目指します。例えば、家庭における再生エネルギーと蓄電池導入が、地震等で停電した際の電源確保に寄与することとなるなど、環境、防災の両面から具体の行動変容を促すなどの効果を生み出すことなどを例示しています。 なお、地震への防災政策は「災害対策基本法第42条」に基づき策定している「世田谷区地域防災計画」を策定において規定しています。
11	水害又は竜巻対策 最近、台風又は線状降水帯等による集中豪雨あるいは竜巻等による被害が多発しています。これらの災害 も環境問題と考えられますが、世田谷区としてこれらの災害に何らかの防災措置が取れるのであれば、環境 基本計画の中に防災措置を規定してはいかがでしょうか。	台風の勢力増大や集中豪雨の頻発等などは、地球温暖化の影響が背景があると考えられております。気候変動によってもたらされる集中豪雨などのリスクに適応するための「適応策」として区が今後進めていく施策を、「環境基本計画」の個別計画にあたる「地球温暖化対策地域推進計画」でお示しし、取組みを進めています。
12	環境に配慮した計画を区は持っていない。玉川地区は90年から70年前、村長ら区民により整備が行われたが、その維持さえしようとせず、明らかに環境が悪化していることは、70年近く、過去を知る者として明らかである。それでも、道路が狭いことは知られていて、広くする計画もある。あるいは、本来開発予定でない多摩川流域にも住宅、大学、病院、高齢者施設等ができ、2019年には、大規模水害にあった。それなりの災害対策をおこなってから、まちが形成されるべきであった。しかし、現在でも、災害対策は、道半ばである。総合計画がないから、世田谷区の環境はよろしくない。現状の問題を明かにして、中長期に改善する計画を立てることである。しかも、その担当がいない。これでは、環境は良くならない。	区には環境に関連する分野の計画が様々ありますが、各分野を環境という視点で総合的に捉えるために、環境基本計画を総合計画と位置づけました。 ご意見をいただきました街づくりに関しましては、本区の長期的な視点に立った都市づくり・街づくりの総合的な基本方針である「世田谷区都市整備方針」のもと、道路や公園、防災、交通など街づくりに関連する分野別の整備方針や計画に基づき進めているところですが、今後も、計画を推進するにあたっては、環境政策部が個別分野への働きかけを行うとともに、所管と連携していくことで、本計画において示した理念や方向性などを分野ごとの計画や施策へ反映していきます。
13	世田谷区の環境は悪化させているのは、巨大資本であり、区民が問題提起し、止めさせる仕組みが必要だ。世田谷区ができてから約90年がたったが、人口は20倍以上増加している。その間、大手資本家を中心に、行き過ぎた開発、高層建物建設、ミニ開発等々、住宅地は細分化されたが、道路は狭小、交通は不便・渋滞が加速し、さらに、公共交通も間引きとなり、環境が悪化している。まず、これらの問題が明らかになる情報の整理、開示がないといけない。次いで、そのような問題を提起できる場、担当が必要であり、さらに、大企業の横暴、乱開発を制限することが必要である。環境が悪化する場合には区民、市民の意向を重視し、建設業者、施主(大企業)の横暴を明らかにして規制するようにすることである。	質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げ、「企業行動における環境の主流化」を打ち出しています。 このような国の環境政策も踏まえ、本計画の理念の中でも人と環境の「トレード・オン」による持続可能な未来 を理想とし、明記しました。本計画の将来像実現に向け、区民のウェルビーイングの実現を目指した具体的

別紙1

NO	意見の概要	意見に対する区の考え
第1章	I 計画策定の基本的事項	
14	以下の記載内容について計画素案p1「進捗状況の点検」計画素案p2「政策的理念と方向性を明確にし、個別計画や他分野を含めた政策形成の視点を提示することを主眼としています。」 背景と趣旨においては「進捗状況の点検を行う」と明記されているので、例えば現行計画の第4章の区の施策において示された基本目標1~5ごとに示された目標に対してどれだけ達成されたかの達成率について分析評価してその結果を記載すべき。達成されていない場合の対応策も提示することが必要。現行第5章についても同様。 「方向性を明確にする」「視点を提示することを主眼とする」というのは環境基本計画に定めることとしては不十分である。 環境基本条例では第7条第2項においては環境基本計画においては「環境保全等に関する目標」を定めることと明確に規定されており、現行計画においては「環境保全等に関する目標」を定めることと明確に規定されており、現行計画においても関係であるところ、上記①で例示された部分についての新たな目標値を設定するとともに、現行計画第5章のプロジェクトについても数値目標を設定するべきである。 方針を定めるとあるが、基本計画としては行政の担当部局に対して施策を着実に実行せしめるために具体的な施策の概要も記すことが必要。	本計画は環境分野における総合計画として、環境政策全体の理念や各分野の方向性、また政策相互の「トレードオン」を目指す考え方を示します。この計画に基づき、具体的な施策における数値目標やその進行管理は、分野ごとの個別計画で行います。また、本計画を所管する環境政策部は、各施策や個別計画の担当所管と連携し、本計画に示した理念や方向性の個別計画や施策への反映や、政策間の連携を図るための調整を行います。この仕組みの説明を、「第7章 計画の推進」における「2 施策への実装と評価」に追記します。
第2章	t 計画策定の視点	
15	第2章計画策定の視点(1)国際社会で、気候変動、生物多様性についてはありますが、3つめの「汚染・廃棄物」ついての項目がないことに違和感があり不十分ですので追加修正お願いします。次にある国の計画には「汚染」も入っています。地球はいま、気候崩壊、自然と生物多様性の喪失、そして汚染と廃棄物という「惑星としての三重の危機」に直面しています。区の案では、化学物質についての認識があまり感じられず、そのため化学物質への対策等が非常に弱く不十分です。これらのプラスチックに含まれる化学物質を含めた化学物質の汚染を防ぐための対策を今回の環境基本計画に盛り込むことが重要であり、求められます。迫り来る「地球の3大危機」を克服するために、地球環境の危機的現状の全体をわかりやすく説明し、具体的な目標数値を示し、区全体で一丸となって取り組める基本計画が必要です。	いただいたご意見を参考に、国際社会の動向に汚染や廃棄物の現状を追記します。 なお、区における具体的な取組みの方向性は、5章「分野ごとの方向性」の「公害対策・美化」「消費と共創・ 資源循環」に記載しています。
16	以下の記載内容について 計画素案p8「都は気候変動対策として『再エネによる電力利用割合を50%程度まで引き上げる』ことを表明した。」 区としては「地球温暖化対策地域推進計画」で2050年までにCO2排出実質ゼロを目指すとしている。また再生可能エネルギーを利用している区民の割合を2030年までに50%を目指すとしているが、区民の割合ではなく、都と同様に再エネによる電力利用割合についての目標値を設定するべきである。	温室効果ガス排出量の削減目標に関する進捗管理は、地球温暖化対策地域推進計画で行っています。施 策の成果指標は、計画の見直しなどの機会を捉え、必要性と算定のコストなどを考慮して適切な指標や目標 値を検討します。

別紙1

NO	意見の概要	意見に対する区の考え
17		現行計画の評価につきましては、2023年6月に実施いたしました「環境審議会」において議論し、成果をまとめています。審議会の資料は区のホームページに公表していますので、そちらをご参照ください。
18	以下の記載内容について 計画素案p11「具体的な施策や事業~は各分野の個別計画に位置付ける」 これでは縦割り行政となってしまい責任回避となるので、基本計画に施策内容や目標値などをきちんと明示 して総合的に進捗管理ができるようにすることが必要。	本計画は環境分野における総合計画として、環境政策全体の理念や各分野の方向性、また政策相互の「トレードオン」を目指す考え方を示します。この計画に基づき、具体的な施策における数値目標やその進行管理は、分野ごとの個別計画で行います。また、本計画を所管する環境政策部は、各施策や個別計画の担当所管と連携し、本計画に示した理念や方向性の個別計画や施策への反映や、政策間の連携を図るための調整を行います。この仕組みの説明を、「第7章 計画の推進」における「2 施策への実装と評価」に追記します。
19	以下の記載内容について 計画素案p11「横断的な視点を強化し取組みの方向性を示します」 方向性を示すだけでは効果が出ない、中央で連携の強化を具体的に行う司令塔的な組織を設定し、権限を 与え進捗管理を行うことが不可欠である。	本計画は環境分野における総合計画として、環境政策全体の理念や各分野の方向性、また政策相互の「トレードオン」を目指す考え方を示します。この計画に基づき、具体的な施策における数値目標やその進行管理は、分野ごとの個別計画で行います。また、本計画を所管する環境政策部は、各施策や個別計画の担当所管と連携し、本計画に示した理念や方向性の個別計画や施策への反映や、政策間の連携を図るための調整を行います。この仕組みの説明を、「第7章 計画の推進」における「2 施策への実装と評価」に追記します。
20	計画素案p11「②分野横断的な視点の強化」「〈「相乗効果」を生み出す分野横断の例〉・緑化を住宅の省エネルギーやCO2吸収につなげる「みどり」と「脱炭素」の連携・太陽光発電設備と蓄電池、電気自動車を停電時の非常用電源としても活用する「脱炭素」と「防災」の連携」 ここにある例は分野横断と言いながら2つだけの分野しか例示しておらず、限定的に思えます。もっと広い分野横断をして相乗効果を生み出すのではないでしょうか。たとえば「緑化」なら「みどり」「脱炭素」「安全(ヒートアイランド対策)」「災害防止(雨水を堰き止める)」「教育」「福祉」「まちの価値向上」「雇用創出」など多くの効果を考えることができます。太陽光発電の例も同様に数多くあるのではないでしょうか。今までは、短期的なその場の費用対効果に限定して政策決定をしがちでしたが、実際は多くの外部負担が生まれていたものも多かったです。今後、人口も財源も限られていく中、一つの取り組みで数多くの分野横断の相乗効果を生み出すような施策を工夫して選び取っていくようなことが非常に重要になってくると思います。この「②分野横断的な視点の強化」のご指摘はとても重要だと思いましたので、より多面的な効果が出るということを強調できればと感じました。	第6章「分野横断の取組み」において、具体的な取組み例を記載していますが、いただいたご意見を踏まえて、該当のページも多面的な効果ががあることがわかる記載に修正します。
21	計画素案p11-13「①総合計画としての性格・位置付けの強化」 ②に分野横断とあるのですから世田谷区の全ての施策に影響を与えうる計画となると思います。それならば、「世田谷区基本計画」と並列ぐらいのより全体的な総合計画の位置付けであるべきではないでしょうか? 12、13ページの図の位置付けなど「基本計画」と「環境基本計画」が横に並び立つような関係性を表示できないでしょうか。	ご意見の通り、環境分野は対象とする範囲が広く、分野横断の取組みが必要不可欠であるため、「環境基本計画」を推進するにあたっては、環境政策部が個別分野への働きかけを行うとともに、所管と連携していくことで、本計画において示した理念や方向性などを分野ごとの計画や施策へ反映していきます。なお、「世田谷区基本計画」は区政の最上位の総合計画となりますので、本計画と並列という関係は適切ではないと考えます。

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント 意見の概要と区の考え

→ ///-	網掛け箇所は計画に反映するもの ■		
NO	意見の概要	意見に対する区の考え	
第3章	T 基本方針		
22	以下の記載内容について 計画素案p14「歴史的文化的遺産の保全」 前川建築をスクラップしその空間特質を破壊し周辺との調和を無視した10階建ての本庁舎を建設する計画 は、明らかに上記の記載内容に反しているのでは。	新庁舎では、建築家・前川國男が設計した旧庁舎・区民会館の空間特質をできるだけ継承することを基本構想に盛り込み、誰もが自由に訪れることができ、区民の憩いと交流の場となる広場を庁舎の中心に設ける等、旧庁舎の特徴を引き継ぐようにしております。いただいたご意見につきましては、関係所管へ共有いたします。	
23	以下の記載内容について 計画素案p15「人の周囲を取り巻く状態や状況。」 ・環境の定義としては一般的には、「「人間または生物をとりまき、それと相互作用を及ぼし合うものとして見た外界。自然的環境と社会的環境とがある。」と広辞苑とある。 ・計画内で、環境を定義し直す事にどういう意味があるのか。また、人を中心として「人を取り巻く状態や状況」と定義しているが、人と自然を対立概念とする思想は既に古い時代の二元論的考え方である。現代においては人間とそれを取り巻く生物、植物や自然は一体のものとして地球全体をガイアとして認識し、地球全体の持続可能性という視点から環境を捉える必要がある。従って、「人及び生物・植物を取り巻く外界」と定義するべき。		
24	以下の記載内容について 計画素案p15「環境を三つの階層で考える」 環境を構成する「階層」として、地球環境、自然環境、生活環境 と区分する仕方は疑問。 大気、水、土地(緑地、住宅地、産業用地、道路、公園、農地など)と区分したうえでその実態を把握するのが 適正。土地はその他ではない。	本計画では、現行計画において描いた「みどりをはじめとする自然が持つ力により、豊かな暮らしを享受するとともに、人の営みにより、自然の保全・再生を進め、「自然の力」と「人の暮らし」が相互に支え合う社会を展望した将来像」と、その上で設定された「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる~環境共生都市せたがや〜」を引き継いだうえで、その将来像を具体的にイメージできるように「地球環境・自然環境・生活環境」という三つ階層を設定しています。ただし、いただいたご意見の通り、環境を考えるうえで「大気・水・土地」などの要素からの視点も重要であるため、第5章「分野ごとの方向性」に沿って取り組んでいきます。	
25	基本理念とした環境への「手入れ」(個々人がより積極的に環境に関わることで環境を良い状態を保とうという意味でしょうか)は大事な視点だと思いました。個人の意識が変わらない限り環境問題は解決に向かいません。ただ、毎年激しくなる猛暑と自然災害――ヒトの活動が地球環境の限界値を超える日も近いのではないかと不安を感じるなか、「手入れ」だけで十分でしょうか。 花を植え、掃除をし、樹木の手入れに励んでも、周辺ではミニ開発が進み緑の樹冠を大きく広げていた大樹が突然切り倒されたりしています。照り返しの強い駅前広場を歩く時は、街路樹があればもう少し楽なのにと思います。ほんの一例ですが、こうした事は個人では対応できません。 区民の活動を後ろから「そっと」サポートするだけではなく、行政にはまずルールを作り、それをシステム化して戦略を立て、外部に対し明確なメッセージを発して欲しいです。東京都は2008年度から「街路樹100万本計画」として道路の緑化を積極的に行い、7年かけて目標を達成しました。行政が主体的に動いて成功した例ではないでしょうか。	「手入れ」とは、わたしたちが環境に向き合う際の心構え、態度のことであり、その範囲は身近な生活環境やみどりの手入れにとどまらず、地球環境そのものに対してもわたしたち人類がその保全に責務を果たさなければならないという考え方を示させていただきました。この価値観は、それぞれが自分の手の届くところから「手入れ」に取り組むことで、必要な感覚や知識を培っていくことができると考えています。そこで、「区民、事業者、行政が、それぞれの立場で環境の「手入れ」を行い、将来にわたって良好な環境を保つ地域社会をめざす」ことを理念として掲げています。この価値観が広く共有されることで、はじめて環境政策も大きく前進することが可能となります。 一方、ご指摘のような行政の役割、責任も重要であると考えています。第5章に記した分野ごとの方向性に沿って行政が進めるべき施策を実施していきます。 このことがより明確になるよう、第3章「2. 理念」の文章と図表を修正するとともに、「手入れ」の具体的な事例をコラムで紹介します。	

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント 意見の概要と区の考え

NO	意見の概要	意見に対する区の考え
26	理念について 「手入れ」ということが言われています。一般に「手入れ」とは「お肌のお手入れ」とか「お庭のお手入れ」とか、「ケアする」とか「きれいにする」などのイメージがあります。そのため、環境の「手入れ」というと、本文にもあるように一人ひとりが身近にできることと受け止められるのではないでしょうか。しかし、国連の環境課題を議論する場でよく用いられる3つの地球危機である「気候変動」「自然・生物多様性喪失」「環境汚染」を念頭に置くとき、一人ひとりの「手入れ」で解決できると思えません。「手入れ」に参加できる意識のある、さらに余裕のある区民がどれだけいるのかな、と思うからです。 環境の3つの危機「気候変動」「自然・生物多様性喪失」「環境汚染」の解決に必要なのは、さまざまな「制度」だと思います。 国の環境基本法は、「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」という3つを理念としています。「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」は、やはり制度が重要と思います。そこで、理念に国の環境基本法にもある「持続可能な社会の構築」も加えることを提案します。環境の3つの危機「気候変動」「自然・生物多様性喪失」「環境汚染」を回避していくには、原因を取り除くことが必要です。そのためには「使う電気を化石燃料由来から再生エネルギーに変える」(RE100世田谷版ありますね)「建築物の省エネなどをすすめる」「再エネを増やす」「移動を減らす、車を再エネ由来の電気を使う電動車に変える」が必要だと思います。市民の行動変容が必要ですが、そのための制度を作ってほしいです。制度があれば、市民の行動変容を引き出せると思います。よろしくお願いします。	本計画では、「区民、事業者、行政が、それぞれの立場で環境の「手入れ」を行い、将来にわたって良好な環境を保つ地域社会をめざす」ことを理念として掲げています。地球環境に対する「手入れ」は確かに個人レベルでは解決できませんが、多くの方が「環境には『手入れ』が必要だ」という考え方、価値観を共有することで、ご意見にあった「制度」の実現につながる合意形成が図れるようになると考えています。そのためには、それぞれが手の届く範囲でまず「手入れ」の重要性を実感することが重要です。一方、ご指摘のとおり、環境行動に至るには動機づけや経済的制約の緩和も重要な要素です。行動変容を促すための支援や制度も必要となります。区では、「世田谷区エコ住宅補助金」による再生可能エネルギー設備導入の推進や、環境配慮制度に基づき、一定規模以上の建築物が進める創エネの取り組みとして、太陽光パネルの発電エネルギー量を段階的に評価するなどの取り組みを行っています。引き続き行動変容を促すための効果的な仕組みづくりを進めていくとともに、行政としても環境への「手入れ」への責務を果たしていきます。これらの考え方が明確になるよう、第3章「2. 理念」の文章と図表を修正します。
27	以下の記載内容について 計画素案p16「区民、事業者、行政が、それぞれの立場で、あるいは集合的に、環境の「手入れ」を行い、将来にわたって良好な環境を保つ地域社会をめざすことを基本理念とします。」 ・人が環境の「手入れ」をすることは手段でありそれ自体を否定するものではないが、「手入れ」をすることを求め、それを強調することは個人に負担を押し付けることに繋がるもので適切ではない。 ・「手入れ」という手段により「良好な環境を保つ」ことは目的ではあるが理念とは言えない。また理念とは哲学や観念であり「手入れ」をすることは理念としてはお粗末であり不十分である。 ・そのような視点から、基本計画の理念としては従来の「経済優先」から「環境優先」にするという考え方が相応しい。 ・環境にやさしいライフスタイルに誘導するような施策が不十分だったことが行政として問題なのであり、環境保全活動を誘導するような制度・仕組みをより協力に推進することが行政の本来の役割である。	「手入れ」とは、わたしたちが環境に向き合う際の心構え、態度のことであり、その範囲は身近な生活環境やみどりの手入れにとどまらず、地球環境そのものに対してもわたしたち人類がその保全に責務を果たさなければならないという考え方を示したものです。人類の経済活動の基盤には環境の持続可能性が重要であるという理念を内包しています。さらに、それぞれが自分の手の届くところから「手入れ」に取り組むことで、環境を保全するために必要な感覚や知識を培っていくことができる、という考え方も含んでいます。以上のことから、「区民、事業者、行政が、それぞれの立場で環境の「手入れ」を行い、将来にわたって良好な環境を保つ地域社会をめざす」ことを、本計画の理念として掲げさせていただきました。また、ご指摘の「経済優先」から「環境優先」という考え方につきましては、国の「第六次環境基本計画」においても「環境保全と、それを通じた現在及び将来の国民一人一人の『ウェルビーイング/高い生活の質』を明記しており、本計画の理念の中でも、人と環境の「トレード・オン」による持続可能な未来を理想とし記載しています。 一方、ご指摘のとおり、「『人』による手入れ」という表現は、「個人に負担を押し付ける」と解釈されねない表現ですので、区民、事業者、行政がそれぞれに「手入れ」に取り組んでいくということと、また、行政が環境保全活動を誘導し、後押ししていくという関係性が明確になるよう、第3章「2. 理念」の文章と図表を修正します。

別紙1

NO	意見の概要	意見に対する区の考え
28	計画素案p.16「2 理念」 「手入れ」という印象的な言葉が出てきます。重要な指摘と考えますが、読み方によっては、さまざまなことを住民に押し付けて責任転嫁しているように読めなくもない気がします。例えば、現役世代の多くは身近な環境の手入れをする時間がそもそもないかもしれません。大事なことは「地域の手入れをする時間」をどう多くの人が確保できるかだと思います。また、手入れする場所が多すぎても手が回らなくなりそうです。一つの場所やものを多くの人が利用するような、つまり、共同消費を増やすことで、一人一人が手入れする空間を少なくしていくという試みも必要と思います。例えば、集合住宅などであれば、外構の手入れの一人一人の負担率が下がると思います。また財源が減っていくということですが、なんらかの対策はないでしょうか。例えば、環境税制を整える、特別税などによって予算を得る。官の資金や人員を整え、雇用(街路樹の整備、地域環境アドバイザー他)も維持していく、環境を良くすることで人が集まり、固定資産税や住民税も増える、、という方向性の検討も必要ではないでしょうか。 さらには官民連携で環境保全や温暖化対策に関する新ビジネスを作り出していくことで、手入れがなんらか新しい仕事になるということもあり得るのでは? そもそも、昔の共同体的な生活では、外に垂れ流したものは自分自身の生活(経済)に直接被害があったので、みんなで周りの自然環境や生活環境を手入れするのが経済的に見てもメリットがあったのだと思います。そこで「区民」の「手入れ」が必要というのは、本来、経済の主体が同時に生活主体でもあり「手入れ」の主体でもあった時代から離れてしまったことが根本原因であるということを忘れさせないでしょうか。「公共」の手入れ、「制度」の手入れ、「共同社会」の手入れ、を行うことで、もう一度「資本」の手入れが必要です。とのような社会制度があるといいのか。どうやったら社会の習慣や制度が変わっていくのでしょうか?規制でしまうなでもこの一つの要素をうまく混ぜ合わせていくのが重要ではないでしょうか。強制の要素も必要と思います。強制といっても、地域全体のためにも、地球全体のためにも、そして何よりも将来の世代の人にもよくなるようにするそのための「規制」なんです。人たちの行動も変えていくためには、規制は必要です。しかし、なぜそのような規制があるのか、ということに腑に落ちてもらうためには、社会全体としてこんなふうになっている方がいいよね、というようなビジョンに共感してもらえるようなコミューケーションが必要でしようか。結局、住みたい社会像を共有していくということで、これも一種の欲望のマネジメントかもしれません。	「手入れ」は個人だけの責務ではなく、行政も第5章の分野ごとの方向性に沿って施策を実施するとともに、第7章に「区民等と環境との関係性の再構築」として、区民や事業者の「手入れ」を支援するための取組みを記載しています。このことがより明確になるように第3章「2. 理念」の文章と図表を修正します。また、ご意見の通り行動変容を促すための制度も必要となります。これまでも「世田谷区エコ住宅補助金」による再生可能エネルギー設備導入の推進等の取り組みを行っています。引き続き「ナッジ」の活用も含め、行動変容を促すための効果的な仕組みづくりを進めていきます。
29	人々の「手入れ」に頼りすぎる感がないだろうか?「収奪から手入れへ」というならば、収奪でなくなるために、まずはルール・仕組み・規制を作るべきではないか。事業者こそ、脱炭素対策に取組むことで将来的なエネルギーコスト削減が見込まれる。住宅には「一坪みどり」を推奨するだけではなく、ルールを作るべきではないか。住宅新等時の断熱基準、太陽光パネル設置義務、緑地部分(草でもいいから生える自然の土)確保、などのルール化(世田谷基準)によって、事業者にも周辺住民にも相乗効果としてもメリットがあること、その証拠を公開し基準をつくるべきではなか。その後、既存住宅の対策(断熱改修)もやることのメリットを見える化し、できることからやってみる風潮を作ることとなるだろう。	「ルール・仕組み・規制」が重要であることはご意見の通りですが、「経済活動と環境保全は両立する必要がある」という考え方が「手入れ」であり、「手入れ」の意義や重要性が人々に広く共有されることで、「制度」やルールを構築するための合意が形成されると考えます。 一方で、個人の「手入れ」のみに頼ることがないよう、行政も第5章の分野ごとの方向性に沿って施策を実施するとともに、第7章に「区民等と環境との関係性の再構築」として、区民や事業者の「手入れ」を支援するための取組みを記載しています。このことがより明確になるように第3章「2. 理念」の文章と図表を修正します。また、事業者への働きかけとしては、第5章「脱炭素・エネルギー」における取り組みを「区民・事業者・区役所」に分け、各主体における対応の方向性を記載するとともに、第8章の行動指針においても、区民・事業者・区に分け、環境の保全等に関して配慮すべき事項を定めました。

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント 意見の概要と区の考え

人 小	網掛け箇所は計画に反映するもの 		
NO	意見の概要	意見に対する区の考え	
30	住民や事業者の「手入れ」は理念としては素晴らしいと思いますが、最近の人々のコスパやタイパを重視する傾向の中で難しいのではないかと思ってしまいます。規制に関する表現が少ないのも気になります。人々は楽しそう、わくわくすることに惹かれて行動しますが、自分から腰を上げるのを面倒がります。初めの一歩を引っ張り上げる仕組みを作ることが大事だと思います。	第7章「区民等と環境との関係性の再構築」に記載の通り、区として「手入れ」の後押しを行っていきますが、 そのことがより明確になるように、第3章「2. 理念」の図等を修正します。。また、区民の行動変容を促すため に、人々が身近に感じやすい分野や関心のある分野からの周知・啓発を行っていきます。	
31	今回のキーワードは「手入れ」ということですが、区民個人の努力を過度に求めているようにも感じられます。個人だけではできないことを、コミュニティーや社会の力で実現していくためには教育と啓発が特に重要だと考えます。環境課題の解決は、環境所管だけでなく多くの所管との連携と区民との協働が必要です。環境に良い暮らし方をすることが、健康で快適で持続可能な暮らしに役立つということを、全ての機会を活用して区民に楽しく知らせるように努力していただきたいと思います。	「手入れ」は、「環境は適切に手を入れつづなければ持続することができない」という、人類が環境と向き合う 基本的な姿勢をお示ししたものであり、個人だけの責務ではなく、行政も第5章の分野ごとの方向性に沿って 責務を果たしていきます。また、区民や事業者が「手入れ」に積極的に取り組むことができるよう、第7章に区 民や事業者を啓発し支援する取組みを記載しました。 しかしながらご指摘のとおり個人の努力のみを求めるかのように読める表現もあるため、第3章「2. 理念」の 文章と図表を修正します。 ご指摘のとおり、環境政策は総合的かつ分野横断的に取り組むことが必要であり。環境政策部と各関係所 管で連携して諸政策を進める推進体制の説明を第7章に追記します。 また、環境のための行動が日々の暮らしを良くしていくなど、多面的なアプローチによる啓発も実施していき ます。	
32	「手入れ」という表現は曖昧で、何か無償で労働を押し付けられるのではないかという不安を抱く区民も多いのではないでしょうか。	「手入れ」は、「環境は適切に手を入れつづなければ持続することができない」という。人類が環境と向き合う 基本的な姿勢をお示ししたものであり、個人だけの責務ではなく、行政も第5章の分野ごとの方向性に沿って 責務を果たしていきます。また、区民や事業者が「手入れ」に積極的に取り組むことができるよう、第7章に区 民や事業者を啓発し支援する取組みを記載しました。 しかしながらご指摘のとおり個人の努力のみを求めるかのように読める表現もあるため、第3章「2. 理念」の 文章と図表を修正します。	
33	素案の理念について 「収奪」から「手入れ」に、とあるが、区レベルの意味する「収奪」とは「だれが」「どうすること」なのかを知りたい。これを改め、「手入れ」に向かうべきという文脈からすれば「収奪」を少なくとも減少させ、それを上回る「手入れ」を行わなければ、環境は向上しないのでは?とすれば、これまでの「収奪」の現状把握をせずに、住民側に「手入れ」だけ推奨してきても改善しないのでは。世田谷区の住民としては、環境が良くなるするために「手入れ」だけ推奨してきても改善しないのでは。世田谷区の住民としては、環境が良くなるするために「手入れ」をすることは賛成だが、一方で住民以外の事業者がその環境を「収奪」している実情があるのでは?この「収奪」を止める施策を関係所管とともに強力に進めなければ、巨大な「収奪」がささやかな「手入れ」をすぐに凌駕してしまうと思われる。	「収奪」は、第3章「2.理念」の図にも記載させていただいたとおり、自然環境を損なう開発や、生活の中での収奪などその主体も様々です。区としては、収奪に対抗する「手入れ」を行うということではなく、「手入れ」の考え方を広く共有することで、社会全体の価値の転換を図ることが重要だと考えています。そのためには、行政もまた、第5章に示した分野ごとの方向性に沿って施策を実施し「手入れ」の責務を果たすとともに、その普及拡大に貢献しなければならないと考えています。そこで第7章では「区民等と環境との関係性の再構築」として、区民や事業者が「手入れ」を進めていくための啓発や支援の取組みを記載しています。様々な主体が「手入れ」を行うことで、環境を重視する価値観を広げていくということが明確になるように、第3章「2. 理念」の文章と図表を修正します。	
34	が必要です。もし汚染が見つかれば、まず汚染の原因を突き止め、取り除く治療が必要です。そして原因や	「手入れ」の表現は、ご意見の通り、「楽しい」「生きがい」「命を慈しむ喜び」という意味も含むため、計画策定後、区民へ「手入れ」を周知する際に、そういったメッセージも伝わるように啓発していきます。また、「汚染・廃棄物」につきましては、「第4章 めざす将来像」に、安全な大気や水、土壌などが確保されている将来像のイメージを記載します。	

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント 意見の概要と区の考え

★#	網掛け箇所は計画に反映するもの 		
NO	意見の概要	意見に対する区の考え	
35	以下の記載内容について 計画素案p18「『せたがやライフスタイル』として広げていくことが今、求められています。」 一人一人の「手入れ」を語っているが、企業や組織(区役所自体も含め)が「手入れ」を真剣に行うことも必要 であり企業や組織の義務についても触れるべき。ライフスタイルのみを取り挙げるのではなく、環境を守る視 点からのマネージメントスタイル、コーポレートスタイル、企業行動の改変をも求めるべき。	本計画は、「区民、事業者、行政が、それぞれの立場で環境の「手入れ」を行い、将来にわたって良好な環境を保つ地域社会をめざす」ことを理念として掲げています。 ご意見のとおり、企業や組織が「手入れ」を行うことは、本計画を推進するにあたり重要であるため、第8章の行動指針では、区民・事業者・区が環境の保全等に関して配慮すべき事項を定めました。また、事業者も含め、様々な主体が「手入れ」を行うことが明確になるように第3章「2. 理念」の図等を修正します。	
第4章	t めざす将来像		
36	以下の記載内容について 計画素案p20「世田谷区の特徴を階層ごとに明らかにする」 環境の階層と言うと段階的なものとなるが、地球環境は自然環境も含むし生活環境は自然環境と並ぶものであり階層を為すものとは言えない。環境を構成する要素とし、土地、水、大気、みどり等に分類して世田谷の特徴を踏まえた上で分析評価するほうが適切。	本計画では、現行計画において描いた「みどりをはじめとする自然が持つ力により、豊かな暮らしを享受するとともに、人の営みにより、自然の保全・再生を進め、「自然の力」と「人の暮らし」が相互に支え合う社会を展望した将来像」と、その上で設定された「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる~環境共生都市せたがや~」を引き継いだうえで、その将来像を具体的にイメージできるように「地球環境・自然環境・生活環境」という階層を設定しています。ただし、いただいたご意見の通り、環境を考えるうえで「大気・水・土地」などの環境の要素も重要であるため、第5章「分野ごとの方向性」に沿って、取り組んでいきます。	
37	住宅地が多い世田谷区で行える地産の再生可能エネルギーは太陽光発電に限られ、その活用に将来像のイメージに書かれている蓄電池ステーションも選択肢にはなるかもしれないが、蓄電地ステーションは経済的に成立するか。エネルギー工学的にみて不経済なものを経済的に成立させるために補助金を区として入れるのは反対である。それよりも、エネルギー消費量の大きい世田谷区は、原子力発電の推進支援を行うべきである。脱炭素行動として、原子力発電立地地域への再稼働推進の支援を行うことを、計画に記載してはどうか。	ギーの活用を進めています。	
38	地球環境の将来像について、再エネの活用や建物のZEH化などは施策内容であり、国全体としての方向性 を描いても区の将来像とは関係ない。	本計画では、現行計画において描いた「みどりをはじめとする自然が持つ力により、豊かな暮らしを享受するとともに、人の営みにより、自然の保全・再生を進め、「自然の力」と「人の暮らし」が相互に支え合う社会を展望した将来像」と、その上で設定された「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる~環境共生都市せたがや〜」を引き継いだうえで、その2050年頃の将来像を具体的にイメージできるように「地球環境・自然環境・生活環境」という3つの階層において、国におけるの取組みの動向も含めて記載しています。	
39	自然環境の将来像について、抽象的な言葉が並んでいるだけで区の将来像として具体的イメージでは無い。 土地、水、みどり等の分類ごとに世田谷区としてのあるべき目標値を示すべきである。	本計画では、現行計画において描いた「みどりをはじめとする自然が持つ力により、豊かな暮らしを享受するとともに、人の営みにより、自然の保全・再生を進め、「自然の力」と「人の暮らし」が相互に支え合う社会を展望した将来像」と、その上で設定された「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる~環境共生都市せたがや~」を引き継いだうえで、その将来像を具体的にイメージできるように「地球環境・自然環境・生活環境」という階層を設定しています。本計画で定める理念や将来像に基づき、具体的な施策・事業及び進行管理を分野ごとの個別計画において進めていきます。	

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント 意見の概要と区の考え

NO	意見の概要	意見に対する区の考え
40	生活環境の将来像について当たり前の抽象的な言葉が並んでいるだけで意味がない。	将来像の記載であるため、抽象的な記載もありますが、一人ひとりがルールやマナーを守り、限りある資源を 有効に活用する循環型社会が構築されていることを目指し、食品ロスへの理解の浸透や、環境に配慮した商 品の提供や調達など、具体的にイメージいただけるような内容も記載しています。また、計画策定後の普及 啓発や、施策展開の中でも具体的なイメージを意識して取り組んでいきます。
41	第6次エネルギー基本計画において、将来的にガス自体の脱炭素化の実現が見込まれるとされております。 2050年を見据えた将来像としては、「2 階層ごとの将来像(1)地球環境 < 2050年の将来像 > 具体的なイメージ」に、以下の内容を追加することを提案します。 〇都市ガスにおいては、e-methane(合成メタン)の製造により、ガス自体の脱炭素化が進展しています。	いただいたご意見を踏まえ、案において「電気だけでなくガスの脱炭素化も進んでいます。」の記載を追記します。
42	計画素案p24の廃棄物・資源について、サーキュラーエコノミーには、有害化学物質を含まないプラスチックへの移行が必要です。プラスチック条約の策定を注視し、有害化学物質使用禁止実現のために、区としてもできることを行うことが必要です。それはどのようなことか具体的に示すことが区民にわかりやすく区への信頼と安心感につながると考えます。区がいうところの「手入れ」をするためにも必要な条件ということです。	国際社会の動向などを注視しながら、プラスチックの分別収集と再商品化に向けて、より効率的・効果的な事業手法の検討を進めていきます。また、「第4章 めざす将来像」に、生活環境の中で、プラスチックごみゼロの社会をめざして行動することを追記します。
	計画素案p27に「水質や大気の汚染などは、今も続く人々の長年の努力により改善し、良好な状態が保たれている。」とありますが、環境調査はどの程度行われているのでしょうか。2010年から2012年の間、23区各区の清掃工場で水銀による休炉が続きましたが、2013年に区民が実施した松葉のダイオキシン環境調査で水銀の濃度は、調査した全地点で高濃度を示し、水銀事故が格段に減った2016年の調査では2010年と同じに濃度が低下していました。このような調査は、本来区が実施して区民に情報提供することが必要なのではないでしょうか。そして水銀の有害性を伝え、清掃工場で水銀事故が発生しないように区民にごみの分別の注意喚起をすることが重要な行政の役割と考えます。決して清掃工場を運営する清掃一組だけの仕事ではなく、ごみを収集する区の分別指導も重要な役割であり、それは清掃リサイクル部だけでなく区の環境全体を俯瞰する環境部門にも言えることと考えます。実際の事例のように松葉を使った環境調査を区民と共に実施して環境に関心を持つ区民を増やす取り組みもしてください。この調査に使う松はクロマツなので、公園や区の施設にクロマツを植えることも計画的に取り組んでいただけると良いと考えますので、追加お願いします。	区におけるダイオキシン類の環境調査については東京都の調査を補完し、状況を把握するため、一般環境大気調査を毎年6回実施し、区のホームページにより情報提供をしています。また、都はダイオキシン特別措置法に基づき、一般環境大気、水質(公共用水域、地下水)の調査を行っています。大気汚染調査に関しては、二酸化硫黄などの汚染物質を常時測定しています。また、河川水質調査は年5回、河川生物調査は年1回実施するなど、各種環境調査を法令等に準じて行っています。資源とごみの分別方法や危険物の出し方などは、「資源とごみの収集カレンダー」や分別リーフレット、ホームページやアプリ、ラインなど、様々な媒体を通じて周知を行っていますが、引き続き注意喚起を行ってまいります。
44	計画素案p28の将来像について、建築物についての記述では、ZEHだけでなく、みどり基本条例にもとづく樹木の創出、またみどり基本条例にもとづく定期的な観察によってみどりが元気に維持管理されているかを確認することも必要ですので加えてください。	いただいたご意見につきましては、将来像(自然環境)において、「身近なところに自然を感じられる場所があります」「生物多様性の保全とその持続可能な利用を促進しています」等の記載をしていますが、より具体的にイメージが広がるように記載を工夫します。
45	計画素案p30ではの自然環境の将来像ですが、湧水など有機フッ素化合物(PFAS)等が含まれていないか 測定を行うことも今後は非常に重要になってくると考えます。これは生活環境にも当てはまる場合がしばしば あると考えます。定期的に行う環境調査の項目に有機フッ素化合物(PFAS)等も入れることを求めます。	現在、水質汚濁防止法に基づき東京都が水質調査を継続的に行っています。また、区内の地下水は水源や経路の状況が把握できず、飲用に適していない可能性が高いことから、区では以前より、その旨区民に周知してきています。今後も東京都の地下水調査や継続監視調査が行われること、区内の地下水は基本的に飲用に供されていないことから、現時点では、区独自の調査は予定していません。一方で、区民の不安解消に向けては、迅速かつ正確な情報発信と、適切なリスクコミュニケーションを行っていきます。

別紙1

NO	意見の概要	意見に対する区の考え
第5〕	・ 章 分野ごとの方向性	
	全般	
46	以下の記載について 計画素案p32「区の環境の核となる分野」 「環境の核」というのはわかりにくい。「環境対策八つの柱」としたらどうか。	いただいたご意見を踏まえて、「区の環境施策の柱となる分野」と記載させていただきます。
47	・分野ごとの方向性については抽象的表現だけの羅列に過ぎず基本計画として不十分、現行計画の第4章で基本目標第1~5に記載されているような具体的成果目標を明示するべき。なぜ現行計画にある目標数値を今回は削除してしまったのか疑問である。 ・分野ごとに区民、事業者、行政による行動の目標値を設定して行政がその実現に向けて努力するという姿勢が必要。その上でそれが効果的に実行されるためには、統括部局が進捗状況をチェックしてPDCAを回すというアクションが求められる ・統括部局としての環境計画課はモニタリングをしながら進捗が遅れている分野については担当課に指示をして改善を求めるなどの担当課での管理と併せてダブルチェックをすることで、目標実現への強力な指導をしてその達成を図るべき。それが可能となるように役所の仕組みを変えていくことも必要。	今回の改定におきましては、改めて環境基本計画の位置づけや役割から検討し、区の環境施策全般の方向性を示す総合計画として理念や将来像を提示したものとなり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めていきますが、環境政策部が個別分野への働きかけを行うとともに、所管と連携していくことで、本計画において示した理念や方向性などを分野ごとの計画や施策へ反映し、それらの結果を踏まえたうえで、本計画の評価を行います。そのための仕組み等を、「第7章 計画の推進」における「2 施策への実装と評価」に追記します。
48	計画素案p32の「農」は、食だけでなく「防災」の視点からもなくてはならない重要な役割があることを記述ください。	いただいたご意見のとおり、農地が有する多様な機能を活かす取組みは「防災」分野との相乗効果を見込めます。第6章の4. 分野ごとの分析に、その旨を記載しています。
49	ごみ・プラスチック問題を環境計画の柱としてもっとクローズアップしてもらいたい。分野別の8分野にプラスして9分野目に相乗効果が見込まれる大切な分野として、「資源回収、ゴミ分別、リサイクル」を入れていくべきではないか。海洋プラスチック、CO2排出問題は、プラスチックを削減することがまずは大切な一歩となる。区が率先して「お涼み処」でペットボトル入り飲料水を配布するのは言語道断、まずは「マイボトル」を推奨し「給水スポット」を多数設置する事でかなりの量がプラスチック削減になるはずだ。「給水スポット」が街角にできる事によって人々の関心が高まり脱炭素、地球温暖化対策に向けて一人ひとりが何かしなければという行動変容を促すことになる。マイボトルを持ち歩くことがファッションになれば、その経済効果も見込まれる。まさに「ナッジ」の手法になるのではなかと思う。	
50	計画素案p33「●消費と共創※2・資源循環 人々の生活が豊かになるにつれて、人々の消費行動が環境全般に与える影響は大きくなります。また、消費は「消費者による商品等の選択だけでなく、生産に関わる事業者と消費者等、様々な主体が環境に配慮した製品の生産やサービスなどを創っていくもの(共創)である」という考え方が重要です。」 何よりも環境への負担を下げる方法として、「もの」のなるべく「共同利用」「シェアする」が大事だと思います。一つのものを二人で利用すればあっという間に製造時の環境負担が2分の1になるイメージです。追記したらどうでしょうか。	世界的にも「シェアリングエコノミー」の考え方が広がっており、「共同利用」や「シェアする」ことは、環境への 負担を下げる取り組みとなります。ご意見を踏まえ、「第5章 分野ごとの方向性」における「消費と共創・資源 循環」において、シェアリングエコノミーの普及に関する記載を追記します。

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント 意見の概要と区の考え

NO	意見の概要	意見に対する区の考え
	脱炭素行動・エネルギー	
51	「脱炭素行動・エネルギー」について、現行計画では、太陽光発電設備の普及件数や環境配慮制度に基づく評価算定書の星の数、公共施設の太陽光発電導入数などが明記されており、これらの延長戦上の数値として2030年度の目標数値を書き込むべき。	本計画は、環境における総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めていきます。ご指摘の「脱炭素行動・エネルギー」につきましては、「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」において、指標を設けて取り組んでいます。
52	「脱炭素行動・エネルギー」について、以下の提案を追記する。 ①バス会社の協力を得てバス停に太陽パネルを設置し発電した電力は販売することとし、併せてそれを表示することにより区民の再エネへの意識を高める。 ②小中高校の南、西面の窓前に校舎から5m話して落葉高木樹を植え、尚且つ窓上部に60cm以上の庇を出し夏の陽射しを室内に入らないようにしてエアコンの可動を制限する。 ③校舎の新、改築は止めて耐震改修工事(外断熱・室内の床、腰壁仕上げは天然木を50%以上使用する)を施して使い続ける。	区の温暖化対策つきましては、「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」において、温室効果ガス排出量を、2030年度に2013年度比で57.1%削減、2050年までに実質ゼロを目指し、具体的な施策に取り組んでおり、本計画「第5章 分野ごとの方向性」においても同様の方向性で推進していきます。頂いたご意見は関係所管と共有し、今後の施策の参考といたします。
53	脱炭素のために水素やアンモニアを用いたエネルギー源の利活用を区として推進したり、原子力発電所の再 稼働や新設を国に働きかけるべき。	脱炭素社会の実現に向けては、省エネルギー化と同時に再生可能エネルギーの利用を拡大し、エネルギーの脱炭素化を進めていくことが重要であると考えており、「世田谷区みうら太陽光発電所」の設置や、再生可能エネルギーの資源が豊富な自治体との電力連携、区民・事業者・区がそれぞれの立場で再生可能エネルギーを利用し、区全体の再エネ利用を促進する「せたがや版RE100」等の取り組みを行っております。いただいたご意見は関係所管と共有し、今後の施策の参考にさせていただきます。
54	計画素案p36「区民への発信は、SNSなどを通じた啓発動画の配信などにより広く行うとともに、参加者の知見を深める参加型・体験型イベントなどを併せて実施することで、自分ごと化を一層進めます。」断熱性の高い建築省エネ住宅の認定・助成を行う鳥取県は、イベントに「体感ハウス」(工費約400万円 普段は管理事務局の工場に置いてある)を運び込み、高断熱効果を子供達に体感してもらっているとのこと色々な選択肢を検討していただけるとありがたいです	区では、気候危機対策の一環として、若者たちが主体となって情報発信を行い、気候危機問題を一人ひとりが「自分事」として捉え、何ができるかを考える機会を提供し、環境に配慮した行動変容につなげていく体験イベント「若者環境デー」を実施しています。 さらに、区民の再エネ・省エネ機器導入、再エネ電力の切り替えを進めるため、区民が様々な機会を通してこれらの情報に触れられるよう選択肢を示すとともに、ご意見の事例も参考にさせていただき、より区民が実感できる機会について検討していきます。
55	現在よりも太陽光発電率の高い電力会社への切り替えに対する助成、あるいは義務化までしてもいいと思います。 また、現在ペロブスカイトを中心とした太陽電池の開発について、薄型であったり、壁面にも設置できるものなど、住宅に設置するのに負荷がかからないものが今後増えていくと思われます。2050年まで見据えるのであれば、そうした動きも踏まえて、「人口最多の名に恥じない、太陽光パネル設置面積最多の区」をブランド化していく意識も必要だと思います。そのための政策例として ①住宅が密集する土地でもあると思うので、既設住宅への太陽光パネル設置に伴う助成金は大きく打ち出すべきです。 ②不動産取引の際に太陽光パネルの設置面積を大きく優遇する評価方法を制度化するべきです。	世田谷区では、エコ住宅補助金に基づき、戸建て住宅への太陽光パネルの設置工事に対しての助成金を支給するとともに、環境配慮制度に基づき、一定規模以上の建築物が進める創エネの取り組みとして、太陽光パネルの発電エネルギー量を段階的に評価するなどの取り組みを行っていますが、より太陽光発電設備の導入を推進するため、制度を検討していきます。また、ペロブスカイト等の新しい技術に対しても、社会動向を注視し、調査や研究を重ね、効果的な政策づくりと運用を進めていきます。

別紙1

NO	意見の概要	意見に対する区の考え
56	セミナー等を通して住民に行動を促す活動をする際には、中間支援組織やNPO法人等に任せるだけではなく、区として「住民にエネルギー転換をしてもらうこと」をテーマ(目的)として打ち出して行動するべきです。例えば ①住民が行動を起こしたいと思ったときにすぐ専門的な領域まで相談できる、区が正式に外部の大学等の専門機関に要請して設置する窓口が必要です。特に、パワーシフトの際、バイオマス発電についてはデリケートで専門的な問題です。②セミナーの際には必ず、「環境問題は、自分の贅沢のせいで他者の命を奪うという問題であること」、また、「月額の支払いが多少増えたとしても、再エネブランへパワーシフトするだけで効果があること」をアピールするようにする必要があります。	
57	給湯のCO2排出量を削減する方法の一つとして、一般型のガス給湯器を潜熱回収型の高効率ガス給湯器に取り替える方法があります。この方法のように必ずしも大規模な設備導入を必要しない方法もあることから、以下の文章を見直すことを提案します。 現状(問題) ➤ 給湯のCO2排出量なども大規模な設備導入となります。	いただいた意見を踏まえ、案において「給湯のCO2排出量の削減のためには、大規模な設備導入が必要となる場合があります。」という記載に修正します。
58	計画素案p37「「脱炭素」は、経営上の課題として見えづらく、短期的な効果もわかりづらいためと考えられます。」「事業に伴うCO2排出が見えづらいため、経営上の課題として意識されにくいと考えられます。」 事業者にとっても、エネルギー費用が高騰していくことも考えられますし、安い再エネ自主電源や省エネ・エネルギー効率向上は重要な経営要素となってくるのではないでしょうか。見える化とともに、例えば、脱炭素の取り組みなどを区の入札時の条件にするとか、金融機関と連携して窓口で紹介したり脱炭素融資を進めたり金利を有利にするなど様々な手法を開発するのはどうでしょうか。	区では、事業者の脱炭素の取組みを進めるために、区内の中小企業の事業経営に必要な資金の調達を支援するための「世田谷区中小企業融資あっせん制度」の中に、省エネルギー機器等を購入、設置する事業者に対する「省エネルギー対策資金」を設けています。いただいたご意見は関係所管と共有し、今後の施策の参考といたします。
59	温暖化対策 現在の最大の環境問題は、地球の温暖化です。この温暖化対策として、区でできる対策を条例の中に規定 してはどうでしょうか。	いただいたご意見のとおり、地球の温暖化は環境問題において大変重要な課題であるため、区では2020年 10月に「気候非常事態宣言」を行いました。また、具体的な目標や施策は、「地球温暖化対策地域推進計画」 において定め、計画的に温暖化対策を推進しています。条例は、温暖化対策のみではありませんが、「世田 谷区環境基本条例」を制定し、環境の保全、回復及び創出の基本となる理念を定め、施策における基本的な 事項を定めています。今後も、条例や各計画に沿って、温暖化対策を含め、環境施策を推進していきます。

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント 意見の概要と区の考え

NO	意見の概要	意見に対する区の考え
	建築・地区街づくり	
60	比較的難易度が低い既存住宅への内窓設置について、補助金を拡充させる。特に民間賃貸住宅や公営住宅への設置を推進してほしい。	内窓設置等は、国・都・区においても補助金の制度があり、区のエコ住宅補助金では、既存住宅の他、民間賃貸住宅も補助対象となります。ご意見の通り、内窓の断熱化は既存住宅や集合住宅でも取組みがしやすい省エネ対策であるため、引き続き建築物の断熱化を促進していきます。また、公営住宅へ内窓の設置等については、関係所管とも調整の上、検討を進めていきます。
61	計画素案p42「住宅に求める価値の優先度は人により様々であり、環境性能や意匠等は所有者が判断するものであるため、建築規制のみでの対応することは困難です。 建築費が高騰しており、安易な規制は区民負担を増大させるものとなる」 と記載があります。では、なぜ耐震性能は規制をするのでしょうか?環境規制も同じでは?多くの人の(居住する人も含め)生活環境、自然環境、安全を害するような建築は規制するべきではないでしょうか?ヒートショックで室内で体調を崩すのは個人の優先度で自由なのでしょうか。エネルギーの過剰消費によって地球温暖化をもたらすのですから、当然規制分野になるのではないでしょうか。断熱規制を強めないと将来の暖房冷房の燃料費、健康被害による医療費などが増えることが見込まれますが、その区民負担の増大はどうでもいいという判断でしょうか?	国は、建築物省エネ法の改正により、2025年4月以降に、新築、増改築問わず、原則すべての住宅や非住宅を対象として、省エネ基準への適合を義務化します。省エネ基準の厳格化とともに、断熱性能や設備効率の向上が求められ、基準がより厳しくなります。これと併せて、国・都・区は、省エネ・創エネに関する取組みに対し、補助金制度を設け、規制と誘導の両面の政策から、環境に対する取組みの促進を進めております。国等の動きを踏まえながら、環境性能の多面的な効果とともに周知していく等の工夫をすることで、環境に配慮した住宅の普及を促進していきます。
62	道路整備を求めます。 建て替え時、正しくセットバックされていないケースが散見されます。具体的には建物は退げているものの、 桝の位置が退がらず段差が生じたままやのケースやアスファルトではなくモルタル仕上げのため、結果的に 道路と敷地の境界線が変わらず、実質的セットバックを回避しているケースです。段差位置や見た目の境界 が変わらず、緊急車両を含め車両通行が困難な箇所が区内に多数あります。建築工事申請時、より厳格な チェックを行わない限り、いつまで経ってもまちづくりは改善されません。	区内におきまして、建築基準法では幅員4m以上を道路として扱っており、幅員4m未満で道路に該当するものはセットバックにより4mを確保することとなりますが、セットバック部分は既存道路部分と同様の舗装を行うことやL形側溝などをセットバックした部分に移設することなどの義務は建築基準法上ありません。このような中、区では、狭あい拡幅道路整備事業により、基本的に建築行為を行う際に所有者等の承諾を頂けるなどの場合に、セットバック部分は既存道路部と同様の舗装を行うことやL形側溝などをセットバックする工事を行っています。引き続き所有者等の協力を得ながら狭あい道路の拡幅整備に務めてまいります。
63	私道の公道化を求めます。道路利用者は公道私道関係なく通行するのに、私道のみインフラ整備の責任を 所有者というのは負担が大きすぎます。私道所有者が公道化を求めた場合は無条件に公道化できるように、 制度改定をお願いしたいです。	私道を区道として路線を認定するにあたっては、一定の基準を設けて世田谷区特別区道の路線の認定、廃 止及び変更の手続きを進めておりますので、ご理解のほどお願いします。
64	道路が狭く、住宅が密集している地域が多い問題点について 私有地や公有地など曖昧な道路の棲み分けをやめ、全て公共道路に統一して欲しい それに伴い、出会い頭の衝突危険地にミラーを設置して欲しい。現在私有道路にはミラー設置出来ないとの ルールを撤廃して欲しい	私道を区道として路線を認定するに当たっては、一定の基準を設けて世田谷区特別区道の路線の認定、廃止及び変更の手続きを進めております。 また、私道部の道路反射鏡の設置は、見通しが悪い私道と公道との交差箇所において、私道の両端が公道に接しており、自動車の通り抜けが可能で不特定多数の通行に供している公共性のある私道が対象となります。道路反射鏡の設置には、区が適正な運用を行うため、一定の基準を設けています。ご理解のほどよろしくお願いします。
65	「環境の保全」面からは、住宅の建て替えや新築をする際、周りの環境をよく把握してから厳しい検査基準で建築して欲しい。 計画基準数値だけで許可せずに、周りの環境を尊重、重視してから建てて欲しい。	建築行為については、建築基準法に従い審査を行っています。そのため、いただいたご意見につきましては、今後、そのような法令が建築基準法の関係規定となった場合は、速やかに対応いたします。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

別紙1

NO	意見の概要	意見に対する区の考え
66	電柱が飛び出していて車が通れないエリアを改善して欲しい	区では、2019年度に世田谷区無電柱化推進計画を策定し、災害時の救助活動や物資輸送に有効となる都市計画道路や主要生活道路を中心に無電柱化を進めており、また2024年4月の計画の中間見直しの際には、国や都の方針に基づき緊急輸送道路や特定道路などを優先的に整備することとしています。また、狭い道路や歩道が無い道路の無電柱化は、地上機器の設置場所の確保や財政負担の増大などの課題があり、早期の整備実現は難しいと考えています。しかしながら他自治体の整備事例などを参考にし、有効な整備方法も検討していきます。今後とも限られた予算を有効に活用し、費用対効果の観点から効率的かつ効果的に無電柱化事業を進めていきます。
67	家を建てる際、道路のセットバック申請をせず、あたかも自分の土地であるかの様に野菜を植えたり(道路に)、植木鉢を置いたりしている家は、区が費用を全額負担して道路のセットバックをして欲しい。道が使えないです。	区では、狭あい拡幅道路整備事業により、基本的に建築行為を行う際に所有者等の承諾を頂けるなどの場合に、セットバック部分は既存道路部分と同様の舗装を行うことやL形側溝などをセットバックする工事を、区の負担で行っています。
		世田谷区では、景観法及び風景づくり条例に基づき風景づくり計画を策定し、地域の個性あふれる世田谷らしい風景を守り、育て、つくる風景づくりに取り組んでいます。
68	世田谷区は縁石が古く欠けていたり汚く劣化していて、美観が悪くなっている。世田谷らしい美観や街づくりに期待しています。	区道の縁石等につきましては、定期的に確認すると共に維持管理を行っています。著しい劣化が見られる個所がございましたらご連絡をいただければ現地を確認し補修等を行います。まちの美観や安全を保つため引き続き取り組んでいきます。
69	第5章 分野ごとの方向性、2 建築・地区街づくり、対応の方向性にある、「既存建築物の改修がしやすい環境をつくるため、国の動向を踏まえ、都と連携し、エコ住宅補助金をはじめとする助成制度などの、支援策の充実を図ります。」について、助成制度や支援策の他に、容積率や高さ制限などの法規制の緩和についても柔軟かつ積極的に検討していただきたいです。	国は、「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」を創設し、太陽光発電パネルの屋根面への設置の際に、容積率や高さ制限の法規制の緩和を特例的に許可する仕組みを導入しました。世田谷区においても、世田谷区においても、国の法改正などの動きを注視しながら検討してまいります。
70	良好な環境を壊すタワーマンションの規制について 高層マンションは、地域の環境にとって風、排熱、空の見えない圧迫感、など地域の環境に損害をもたらします。また、50年後の社会変化に対応できるとも思えず、廃棄物化など地域負担も大きいと思われます。区民ができる「手入れ」活動をいくら頑張っても、大きな損害があっては徒労です。容積率移転などを良しとせず、環境保全のため、世田谷区らしい高さ規制を盛り込んでください。	世田谷区では、2019年4月に第一種・第二種低層住居専用地域を除く住居系用途地域及び準工業地域においては、都市計画法に基づき高度地区の絶対高さ制限を見直し、さらに、活力ある駅周辺及び幹線道路沿道を除く近隣商業地域などにおいても地域ごとに建築物の高さの最高限度の指定値を定め、周辺住環境の保全を図っています。指定値を超える建築物の建築にあたりましては、敷地内緑化や壁面後退距離の確保など、一定の条件を満たしている場合には市街地環境の向上に資する建築物として建築が可能となるよう誘導を目指していきます。
71	計画素案p42「住宅に求める価値の優先度は人により様々であり、環境性能や意匠等は所有者が判断するものであるため、建築規制のみでの対応することは困難です。」 意味が不明です。どのような規制がどのような問題を生むのか知識がありませんが、素案全般に行政の役割に関して「あきらめ」ムードが漂うのが気になります。	ご意見を踏まえ、案において「暮らしの基盤となる住宅に求める性能や必要なことは人によって様々です。そのため、個人の財産となる住宅への規制は、区民の十分な理解が必要となります。」という記載に修正します。
72	他の区と共同で、車の通りも多いような一本の長い大通りを、街路樹を増大するなどして「緑の道」にしていく 計画があってもいいと思います。	区では都市計画道路など街の骨格となる道路におきまして、都市環境の保全、良好な景観形成などを目的に街路樹の整備を進めています。他区との連携に関するご提案につきましては、今後の区政運営の参考にします。

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント 意見の概要と区の考え

	掛け 国所は計画に反映するもの	****
NO	意見の概要	意見に対する区の考え
73	地区計画、建築協定以外に条例においてのまちづくりの街区の形成の保全を保つための建築最低敷地面積の基準の設定、および、その事柄に対応する周辺法規の充実、街づくりの流動化をはかるための住宅地区と商業地区、また工業地区の都市計画の見直し、さらには、防災対策として、耐震化促進と、助成金のしくみの一新を考えてほしいと思っております。	した街づくりの流動化を図るための住宅地区や商業地区などの都市計画の見直しにつきましては、本区の長
74	集団規定にかかわる条例や、都市計画法に関わる条例の見直し、デザインマニュアル、観光地区の設定、および、トランスポートシステムの改訂、また、上下水道、電気配線、ガス管の地中埋設化と災害時の対応、設備システムの構築なども踏まえての計画と予算確保をしてほしいです。	
75	「自動車中心の道路環境」という現状認識があるのであれば、ウォーカブルな街づくりのために、戦後に策定された都市計画道路の廃止の方針を明示するべき。	都市計画道路の整備により、生活道路への通過交通の減少やバス路線の新設等も期待されるとともに、安全で安心な歩行者空間の整備はウォーカブルな街づくりにも繋がります。 東京における都市計画道路のネットワークにつきましては、2016年3月に策定された「東京における都市計画道路の整備方針」において必要性の検証が行われ、世田谷区内の路線は、いずれも必要性が確認されています。 今後も、東京都と特別区及び26市2町と共に必要性の検証を行うとともに、必要な都市計画道路の整備を着実に進めていきます。
76	新築時の緑化規制をする事でヒートアイランドを少しでも減らして行けると思いますし、パリでは大型車の駐車代は割高にしております。もっと歩く人を増やす取り組みをお願い致します。	区政運営の基本的指針である「世田谷区基本計画」において、政策の一つに安全で魅力的な街づくりなどがあり、その施策の一つを「歩いて楽しめる魅力づくり」としています。いただいたご意見も参考に、引き続き、人中心の歩いて楽しい街づくりを進めていきます。
77	自由通りは歩道が狭く、傘をさすと走行車両に触れる時がある。それなのに、道路沿いに建つ家の庭木が塀からはみ出していると歩道を歩く事が出来ず車道を歩く場所があり危険を感じる。きちんと手入れ伐採して欲しい。空き地の雑草も伸び放題で歩道を塞いでいる。また、自由通りを大型トラック等がよく走行するので 道路もガタガタになっている。きちんと定期的パトロールして住みよい安全な街作りに力を入れて欲しい。屋内にばかり居ないで外に出て実状を把握して欲しい。	道路上へのはみ出した樹木につきましては、通報及び道路パトロールにて現場を確認をして、所有者に対して指導を行っていきます。また、世田谷区の広報を通じて「はみだし樹木など」の適切な管理を周知していきます。 道路の保全管理につきましては、道路パトロールにて発見した際に関係部署への情報提供を行うなど、引き続き、区民が安心して利用できる道路安協の確保に努めていきます。
78	目黒通りの電線の地中化が行われているが駒八通りまで地中化を進めて欲しい。 電柱が無くなることで道路の通行がしやすくなる他、街の美化にも大いに寄与すると考えます。	ご意見で頂きました目黒通りは、東京都が管理する都道312号線となります。東京都は、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るため、電線共同溝等の整備により、道路上に張り巡らされた電線類を地下に収容する無電柱化を進めています。また、目黒通りは現在計画中の路線となっており、無電柱化事業を進めている路線です。詳しい進行状況や今後の方針等は、東京都建設局道路管理部安全施設課無電柱化推進担当(03-5320-5305)にてご案内していますので、お手数ですがお問い合わせて頂きますようよろしくお願いします。

別紙1

NO	掛け箇所は計画に反映するもの 意見の概要	意見に対する区の考え
NO	息兄の似安	あたに対する位の考え
	交通•移動	
79	「自動車等の交通の円滑化」ではなくむしろ自動車にとって不便な街づくり、公共交通機関の拡充、自転車道の整備などを目指すべき。	自家用車から公共交通機関(鉄道、路線バス)への転換を促進するため、利用しやすく持続可能な公共交通の実現に向けて、交通事業者とともに取り組んでいきます。 また、自転車通行空間の整備を推進し、安全で快適な自転車走行環境整備に取り組んでいきます。
80	省エネ車両やEVへの助成措置や環境整備を推進し、その導入目標を明記するべき。	区の外郭団体である公益法人世田谷区産業振興公社が行う「世田谷区中小企業融資あっせん制度」メニューの中で、区内中小企業を対象したEV車等のエコカーの補助制度があり、また、東京都における「ZEVの車両購入補助金」が充実している中、諸制度の認知度を上げることが必要だと考えています。本計画は、環境における総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めてまいります。省エネ車両やEV等、温暖化対策については「地球温暖化対策地域推進計画」に具体的な施策や指標を定め、取り組んでいきます。
81	自転車通行空間整備延長距離などの目標値を設定すべき。	本計画は、環境における総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めていきます。自転車通行空間の整備等につきましては、「世田谷区自転車活用推進計画及び自転車等の利用に関する総合計画」において具体的な施策を定め、取り組んでいきます。
82	ロードバイクの需要の促進と交通網の再検討、健康増進のためのツールの開発、世田谷地域オリジナルブランドの育成の充実などとの環境問題との関係を考慮していただきたいと思いました。	いただいたご意見につきましては、関係所管と共有し、今後の施策の参考といたします。
83	計画素案p44:「2021年度の区内の温室効果ガス排出量のうち「運輸部門」は約 14%を占めています。区内の自動車登録台数や交通量は全体として減少していますが、CO2排出量は依然として大きい状況です。」その理由はなんでしょうか。一台ごとの排気量が増えているということでしょうか。その場合、SUV、RVなど大型の車が増えていることが起因している可能性はないでしょうか?1台ごとのCO2排出量になんらか上限をつけたり、負担金を課すなど制限をかける必要がないでしょうか?または、省エネドライブを心掛けていない可能性もあります。急発進、急加速、急停止を避ける、速度制限を守った優しい運転、なるべく乗車定員まで人を乗せて、運転手一人で空気を運ぶようなことは避ける、などのエコドライブの徹底を推奨したらどうでしょうか?実行が容易で結構な効果があると思います。	区内の温室効果ガス排出量の内、「運輸部門」からのCO2排出量は2013年度は17.5%、2021年度は14.4%と減少傾向にあり、区内の自動車登録台数や交通量の減少に応じた数値となっています。計画における記載は、一部門におけるCO2排出量としては、大きい状況にあるという趣旨で記載しています。エコドライブをはじめとした環境啓発が区民の行動変容に繋がるよう工夫してまいります。
84	計画素案p45:「道路と鉄道の立体交差化など、交通渋滞の緩和に取り組み、自動車等の移動の円滑化を進めていきます。」 社会的・環境的コストを考えたら、逆ではないでしょうか?交通渋滞が激しいから、人々は自転車に乗ったり、電車やバスという公共交通機関などの環境にやさしい移動方法を選びます。バスレーンや自転車レーンが整備されたらさらに効果が高まります。交通渋滞が解消されることで自動車移動の数が増えて渋滞が続くというのはよくある現象です。肥満の対策のためにズボンのベルトを緩めるようなことです。自動車道の整備ではなくて、バスレーンや自転車レーンを整備してより渋滞させることのほうが適切な交通政策ではないでしょうか。欧米の先進都市ではそうです。もちろん交通安全にも効果があります。	本記載は、自動車等の移動の円滑化による自動車の走行時におけるCO2排出削減を狙いとしたものですが、いただいたご意見を踏まえ、今後の施策の参考にいたします。

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント 意見の概要と区の考え

NO	意見の概要	意見に対する区の考え
85	自転車とバスの推奨は、「シェアする社会」と「安全で健康な社会」の構築のためにも重要なポイントとなると思う。自転車道の整備はもちろんの事、コミュニティサイクル「がやりん」、安全なバス(脱炭素化、EVバス)の運行は、ウォーカブルな街に必要である。バスの安全運行のために個人自動車(タクシーは除く)の運行規制や、シェアライドの推奨(シェアライドの車は入ってよい)をした道路整備を行うことは、学童の安全、人々の安全につながる。年をとっても自力で行動できる安全な街を目指してほしい。自動車の侵入規制エリアを指定、EV自動車のみ侵入可となる住宅地があってもよい。そういうルールができる事で人々の行動変容が起きるはずだ。	また、自転車の交通安全に関する意識の向上と行動の徹底、安全で決過な自転単通行空間の金偏、また、官民が連携する中で地域のニーズに応じた自転車駐輪環境の整備及び地域の交通を支え低炭素社会の実
86	計画素案p44の交通については、ごみの減量が実現すれば、収集車の台数を減らすことも考えられ、電気自動車にするには費用がかかりますが、台数が減ればco2も減り電気自動車など環境に配慮した車への買い替えの費用負担も減り、環境にも寄与します。	ご意見の通り、ごみを減量することは収集車の台数への影響も含め、CO2削減につながります。区では、ごみ量に応じて収集車の台数を調整していますが、環境に配慮した収集車の導入は、委託事業者の車両が大部分を占めているため、事業者の設備投資等の課題がありますが、いただいたご意見は、今後の施策の参考にいたします。
87	<環境から見たモビリティ> 電気自動車の導入を、区では率先して進めていらっしゃるでしょうか? 電気自動車はチャージできるステーション(インフラ)がないと、なかなか個人で購入するのに躊躇してしまいます。 温室効果ガスを排出するガソリン車から電気自動車への加速度的な移行を促すため、区の施設にもっと充電スポットがあるといいと思います。 また、品川や杉並、豊島区などですでに導入されている電動の「グリーンスローモビリティー」の実証実験導入も検討してみてほしいです。20キロメートル以下の低速車両で、高齢者の足、観光的な目的で利用が全国に進んでいます。世田谷区にも導入の余地があるのではないかと考えています。	す。現時点では利用状況は少数に留まり、民間施設でのEV用充電器が増加している中、立地状況や民間含めたEV用充電器の状況を踏まえて、設置の検討を進めていきます。 また、「グリーンスローモビリティー」につきましては、区道路事情等の交通政策や費用対効果、継続性の観点含めて、脱炭素化社会の実現に向けた研究を進めていきます。
88	自動車ではなく電車、バス、自転車での移動を推進してほしい。狭隘かつ駅に近い地区で地域内での自動車利用をタクシーを含む公共交通機関や納品車、作業車、福祉利用などの必要最低限以外での禁止するなどの取り組みを始めてはどうか。	自家用車から公共交通機関(鉄道、路線バス)への転換を促進するため、利用しやすく持続可能な公共交通の実現に向けて、交通事業者とともに取り組んでいきます。また、自転車の交通安全に関する意識の向上と行動の徹底、安全で快適な自転車通行空間の整備及び地域のニーズに応じた自転車駐輪環境の整備等によって、区内の自転車移動の推進を図っていきます。
89	三軒茶屋駅南口を利用しておりますが、近年歩道の状況が劣悪で利用するのが怖いです。狭い歩道に人と自転車で混み混みになる事がよくあります。 そこで、南口Bの信号から昭和女子大に向かい次の信号辺りまで自転車通行禁止或いは乗らずに押すなどのルール作りをして頂きたいです。よろしくお願い致します。	自転車は本来車道通行が原則、歩道通行は例外です。歩道通行の際は歩行者優先であり、歩行者の通行を妨げない等の交通ルールがあります。区では、自転車利用者への交通ルールの徹底と自転車利用マナー向上を、交通規制を管轄している警察署と連携しながら、啓発活動を引き続き行っていきます。

別紙1

NO	意見の概要	意見に対する区の考え
	みどり	
90	素案、どれも良いと思いました。加えて、日陰や雨除けになる街路樹や自宅の木を増やしたり、熱対策したアスファルトの採用をしてもらえると嬉しいです。個人でどうにかなるものではないので、是非取り組みをお願いします。	区では、民有地における接道部緑化の充実を図るため、建設時における緑化の指導や接道部緑化助成の 拡充を図ってきました。また、街路樹においては、緑化の推進と共に健全な育成・維持管理を行うよう努めて います。いただいたご意見を参考に、引き続きみどりの道づくりによる暑熱対策など環境に配慮した道路整備 を推進していきます。
91		区では、環境の保全等に関する施策を計画的に推進するために策定する環境基本計画に加えて、区のみどりの保全と創出を推進する取組みの全体像を示す「みどりの基本計画」を策定し、取組みを進めています。また、区内のみどりを守り、増やすため、「世田谷区みどりのトラスト基金」を設立し、区民や事業者等の皆様からの寄附を募集しています。 今後も、いただきましたご意見を参考に、世田谷区のみどり施策の検討に取り組んで行きます。
92	みどりと、きれいな土壌について 除草剤はまくだけで雑草をなくしてくれますが、周囲の植物が育つのを阻害します。 非効率であり、暑さ寒さが厳しい季節には危険ではありますが、春秋の草むしりを推進していただければと思 います。	区では、民有地のみどりづくりにおいて、住宅地などに点在している、暮らしとともにあった樹木や庭などのみどりの資源を大切に残すように努めて頂くとともに、適正に維持管理することが重要であると考えており、区のおしらせ「せたがや」やホームページ等で適正な維持管理について周知・啓発を行っています。なお、学校、保育所、病院、公園等の公共施設、街路樹、及び住宅地に近接する土地、森林、農地(家庭菜園・市民農園を含む)の管理にあたっては、農薬の飛散により、住民や子ども等に健康被害が生じないよう、できるだけ農薬を使用しないように心がける旨、区ホームページで周知しています。農薬には、作物や樹木に発生する病害虫の防除を目的に散布するものの他に、ガーデニングや家庭菜園用のスプレー式の殺虫剤や殺菌剤、芝生等の雑草対策で使用する除草剤なども含まれます。いただいたご意見を参考にいたします。

別紙1

NO	意見の概要	意見に対する区の考え
93	町の緑地化について、子どもたちの通学路に街路樹を植えるなど緑地化を進めてほしい。真夏に子供たちが登園するルートに日影がなく、真っ赤な顔をして帰ってくる子供たちの熱中症などが本当に心配です。町や道の緑地化をすることで、日陰ができるので、温暖化対策になると思います。	
94	緑化推進対策とその不備について 緑化推進は大切な事と思っております。しかしその反面、空き家や、樹木や草取りの管理ができていない家 もあり、倒木、外来生物、有害虫等の危険が伴います。 個人ではそうした家に要望、実行はなかなかできません。災害が起こる前に区民生活を守ることからも樹木 等の適正管理対策を個人、区に要望いたします。	区では、「世田谷みどり33」を掲げ、世田谷の良好なみどりを皆で守り、育てて、みどりの豊かさが実感でき、みどりのある暮らしを楽しむことができる街をめざして、様々なみどり施策に取り組んでいます。 民有地の樹木の維持管理は、区のおしらせ「せたがや」やホームページ等で、所有者の方に向けて、隣接地にも配慮いただくとともに、所有している樹木の日頃の点検や、剪定等の手入れをしていただくように周知・啓発を行っています。また、区民団体と区が協働で進める「落ち葉拾いリレー」など樹木保全に向けた活動を地域で繋げる取り組みも行っています。 引き続き、いただいたご意見も参考にいたしながら、みどりの良好な維持管理に取り組んでいきます。
95	住環境における緑について 緑化、緑のある暮らし、CO2削減等々、近年特に"緑"に関する各方面での働きかけは重要であるが、住環境の中では暮らしやすい緑が必要。 生垣が道幅の半分近くまで伸びて通行に支障をきたしてる、隣の家に木や蔦が伸びている、などこの時期(9月)はまだ緑も多く木々もよく育っているがそれだけに、だらしなく伸び、道路や他人宅まで越境し迷惑を及ぼしている木々も目立つ。 また、区の公園関係の部署が管理する緑道でさえも、枯葉やごみなどが多いことがある。 事故やトラブルが起きぬよう、はっきりとした決まりを作ることが重要。	かとりのある春らしを楽しむことかでさる街をめさして、様々なみとり施策に取り組んでいます。 早有地の母末の雑誌管理は、区のおしらせ「せたがわいわホームページ等で、所有者の方に向けて、隣接地
96	計画素案p46「みどり率の向上には限度があります」 地方自治体にできることはまだあるのではないでしょうか。 開発規制も最低区画を広げる可能性など、検討 していただきたい。	区では、「世田谷みどり33」を掲げ、世田谷の良好なみどりを皆で守り、育てて、みどりの豊かさが実感でき、みどりのある暮らしを楽しむことができる街をめざして、様々なみどり施策に取り組んでいます。これまで、みどりの保全・創出に向けて、緑化規制の強化として、届け出対象の引き下げや、都市緑地法に基づく緑化地域制度の導入など、進めてきました。また、2024年4月には緑化助成制度の拡充を行いました。今後も、みどり豊かな住環境の保全・創出に向けて、より効果的なみどり施策を検討し、推進していきます。ご指摘の文章は、表現を再検討します。

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント 意見の概要と区の考え

	関掛け箇所は計画に反映するもの ┃		
NO	意見の概要	意見に対する区の考え	
97	計画素案p46:「みどり率を高める。」 酷暑が今後、毎年続くことが予想される中、住民の命を守る「木陰づくり」、という安全の面からも緑化の増大 は必須になってくると思います。特に街路樹の増加が必須ではないでしょうか。分野連携の相乗効果をなる べく多く指摘したらどうでしょうか。	区では、民有地における道路沿いの緑化の充実を図るため、建設時に緑化の指導を行うとともに、緑化助成の拡充を図ってきました。また、街路樹においては、緑化の推進と共に健全な育成・維持管理を行うよう努めています。今後も、区民の皆様とともに、みどりの持つ多様な機能が発揮できるよう世田谷のみどりを守り育てていきます。また、みどりにおける相乗効果は、「第2章 計画策定の視点」の「分野横断的な視点の強化」において、みどりの相乗効果を複数列挙するように修正するとともに、「第6章 分野横断の取組み」の中でコラムでも紹介いたします。	
98	廃屋の蔦など荒れたままの植生を隣地の所有者などが処理できるようにしてほしい。あるいは区が代行できるようにするか。	私有地内の雑草や樹木などは、その土地・建物の所有者または管理者に管理する責任が生じます。区では、状況によっては所有者を調べ、適正な管理をするよう依頼する等、可能な限り対応に努めています。このたびのご指摘は貴重なご意見として承ります。	
99	手入れのされていない植栽(特に道路にはみ出しているモノ)を徹底的に取り締まってほしい。まずは交通安全や人間の命が第一である。	私有地からの樹木につきましては、樹木の所有者の財産となることから、基本的には所有者に対して定期的な剪定、枝打ち等の適正な管理を依頼しているところであります。 道路にはみ出した樹木は、歩行者や自動車の通行に支障となるだけでなく利用者の安全も損なわれてしまうことから、引き続き日頃のパトロールにおいて危険な箇所を把握し、必要に応じて所有者へ対応を依頼していきます。	
100	計画素案p46~47の民有地のみどりについて、民有地は相続等で売却されることも多く、解体工事等で庭のある住宅やマンション等が壊される時、その土地にある樹木や草花も根こそぎ堀り起こされて、すべて廃棄されることがほとんどです。これらを、一定期間、近隣住民等で引き取りたい人は、自由に引き取って持ち帰れるようにし、少しでも草花や樹木が、捨てられて命を失うことがないようにできないでしょうか? 中には貴重な草花等もあり、廃棄されるなら引き取りたいと考えている植物好きの区民も多いと思います。区としてルールを作ってみどりを守り廃棄植物が出ないようにして、民有地の売却によるみどりの減少を少しでも防ぐための条例など仕組みづくりが必要です。みどり基本条例の改正などできないでしょうか。植物も私たちと同じ命があり人間にできない酸素をつくり出しているのですから。	区では、既存の樹木を保存するため、一定規模以上の樹木の移植の助成や、自宅の改築等で伐採せざるを得ない樹木等を、区に寄附のお申し出があった場合は、公園緑地等で受け入れを検討しています。いただいたご意見も参考に、今後も引き続き、民有地のみどりの保全・創出に取り組んでいきます。	
101	戸建ての住宅が多いため、どの家にも樹木や、花を咲かせる草などがあり、四季の楽しみを感じられますが、実際には、手入れを満足にできないことが原因で、伸び放題の庭木が、隣家に入り込む、落ち葉や枯れ枝等が掃除できずにたまっている、虫の発生源になっている、等の状況があります。さらに、伸びすぎた樹木のせいで、信号が隠れて見えない、民家から飛び散った植物の種により、道路に雑草が茂っている、等も見受けられます。 民間業者・ボランティア団体等との連携をしていただくことにより、区民へのサービスとして、「庭木の手入れスタッフの派遣」を安価で提供してくださることを望みます。ホームページ・区報で案内をしてくだされば、近隣宅と互いに声掛けをして、依頼を進めていくことができるはずです。	一般社団法人世田谷造園協力会を紹介し、複数の見積もりを徴取の上事業者と契約するようご案内しています。(ホームページにも掲載しています。) また、公益社団法人である世田谷区シルバー人材センターでは、比較的安価で、植木の剪定、草むしり等の作業を扱っていたり、社会福祉法人世田谷ボランティア協会では、ホームページでボランティア情報ガイド「お	

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント 意見の概要と区の考え

	掛け箇所は計画に反映するもの	*B -11+1
NO	意見の概要	意見に対する区の考え
102	各家庭内にある植木の枝が公道に1m以上もはみ出して、通行の邪魔になっている。公道にはみ出している枝は少なくとも地上から2.5m以下は切断して、邪魔にならない様に出来ないでしょうか。 隣近所で注意しづらいこともあり、区の方で制限するなり対応が必要かと思います(街路樹は除く)。	私有地の樹木は、樹木の所有者の財産となることから、基本的には所有者に対して定期的な剪定、枝打ち等の適正な管理を依頼しているところであります。 道路にはみ出した樹木は、歩行者や自動車の通行に支障となるだけでなく利用者の安全も損なわれてしまうことから、引き続き日頃のパトロールにおいて危険な箇所を把握し、必要に応じて所有者へ対応を依頼していきます。
103	計画素案p49からの公園等について、公園や学校のグラウンドに人工芝を使用することを禁止してください。 人工芝は有害化学物質が使われておりPFASも使われていると聞いています。また基材が中古のタイヤゴム ということで、タイヤも多くの有害化学物質が含有しています。子どもたちの健康を守るためには必要なことと 考えます。子どもたちが多く集う場所での人工芝は使わないよう区として取り組んでください。天然芝を使って 自然を感じ大切にすることを体感で子どもたちが理解できるようになればとても嬉しいのですが。いきなりは 難しくても段階的に禁止するようお願いします。	PFASなどの近年顕在化している問題に対しては、問題ごとに実態把握、要因分析を行い、科学的・客観的なエビデンスを蓄積するとともに、国や都、関係機関とも連携し、対策に努めます。なお、人工芝については、環境への影響が懸念されるマイクロプラスチックの発生源の一つとされているため、国や都の動向、人工芝の破片等の流出を防ぎ、マイクロプラスチックによる海洋汚染防止を講じる企業等の取組みを注視していきます。
104	計画素案p50「区民が公園に期待する役割やニーズに沿った公園整備」について、以下の検討をお願いしたいです。 6月から9月まで4ヶ月間も猛暑が続き、子供が全く外遊びができない状況です。 水遊びをしていても熱中症になってしまいます。 遊具が木陰になるように、もしくは屋根をつけていただき日陰ができるようにしていただけると温度が大分変 わってくるかと思いますので、緑を整備する際にご検討いただけますと幸いです。 子供が外遊びができない状況が改善するよう祈っております。 何卒よろしくお願い致します。	区では、公園緑地の新設・改修等の際に、住民参加のワークショップやアンケート調査等を行い、様々なご要望をいただいています。日陰に関するご要望につきましては、日当たりの具合や園内施設の設置状況等を踏まえ、可能な限り設計・工事で対応しています。近年のように猛暑が続く状況もありますので、いただいたご意見も参考に、夏場の利用の注意喚起を行い、安全・安心の公園緑地の整備と運営管理を進めていきます。
105	ネイチャーポジティブという概念を取り入れたことは評価しますが、現実としては世田谷区内のみどりの質・量とも下がっていると感じます。特に、地域の自然のシンボルとなるような巨木が弱り、安全のため伐採されていることに心が痛みます。特に民有地のみどりの質の維持管理に区の補助や支援を求めます。	区では、「世田谷みどり33」を掲げ、世田谷の良好なみどりを皆で守り、育てて、みどりの豊かさが実感でき、みどりのある暮らしを楽しむことができる街をめざして、みどり施策に取り組んでいます。 地域のシンボルとなる高木等は、一定の基準を満たした樹木を保存樹木として指定し、剪定支援や、病気等への助言、必要に応じた樹木医の派遣等維持管理の支援を実施しているところです。引き続き、民有地のみどり保全に向けて、効果的な支援等を、検討していきます。
106	1. 基本的に緑を増やし、大切にすること。 2. 歩いていて、暮らしていて心地よい街並みの維持に努めること。 実感するのは、新築される多くが敷地がとても小さく、雨が浸透する土地がとても少なくなっているということです。つまり、地球温暖化が加速する状況で、雨降りに弱いため、とても危惧しています。対策としてバイパスや貯留施設を整備していますが、対策が追い付かないことも有ると思います。 ②対策1 地域は自分たちでも守るという意識、振る舞いが必要です。どんなに整備しても、お金に効果が乏しく、また時間が経つと忘れてしまいます。少なくとも思い起こす取り組みを定期的に実施すべきです。 ②対策2 緑を増やすことが大切ですが、大きく育って倒木などの被害が話題で、ますます難しくなっています。対策1で述べたように自分たちの緑との意識で周囲の皆が見守ることが不可欠です。同時にこぎれいな街路樹ばかりより、少し余裕のある敷地を有する宅地などの樹木も公共性を有し、活用、調整して効果を期待してもいいと考えます。	るため、まとまった極地を一般公開する市民極地や、保存樹木などの制度を活用し、維持官理の支援等を行っています。 「歩いていて、暮らしていて心地の良い街並み」における取組みとしましては、「世田谷区基本計画」の政策の一つに「安全で魅力的な街づくり」を位置づけ、「歩いて楽しめる魅力づくり」に取り組んでおりますが、引き続き、人中心の歩いて楽しい街づくりを進めていきます。 また、雨水の浸透における区の対策として、浸透ますや浸透トレンチ等の貯留・浸透施設の設置を推進しております。 アの施設だける区の対策として、浸透ますや浸透トレンチ等の貯留・浸透施設の設置を推進しております。 アの施設だけではなく 民間施設の新築・政策時にも浸透施設を設置していただいており、民間施設の新築・政策時にも浸透施設を設置していただいており、民間施設の新築・政策は

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント 意見の概要と区の考え

NO	意見の概要	意見に対する区の考え
NO	あたい際女	あたにつけってはいって
107	みどり・緑があれば、必ず「手入れ」が必要になるが、「手入れ」を各個人宅に任せるのではなく「みどり」は公 共のシェアするものという考えで、人々の「ボランティア」にお願いするのもいい。個人宅の緑は減少傾向にあ る中、公園の面積が増えているなら、その公園は人々がシェアする大切なみどりとして日照の確保をすべき である。公園に隣接する建物は公園とつながる半公共のものとして高層建築は禁止、公園のみどりと連続し たみどりの植栽を義務付けるルールを設けるべきである。また、街路樹はみどりを増やす対策として重要な グリーンインフラであることからキチンとした管理と安全対策のもと、人々の「手入れ」が入る仕組みを構築し ていくべきではないか。将来像は、「緑豊かな街」を描きだしてほしい。	区では、「世田谷みどり33」を掲げ、世田谷の良好なみどりを皆で守り、育てて、みどりの豊かさが実感でき、みどりのある暮らしを楽しむことができる街をめざして、様々なみどり施策に取り組んでいます。みどりの創出は、都市緑地法に基づく緑化地域制度により基準以上の緑化を確実に進めて頂くとともに、緑化助成制度の拡充により、緑化の促進を図っています。また、協定を結び、区民参加で公園・緑道・身近な広場や商店街等の歩道の花づくり活動を行う「みどりと花いっぱい活動」や、区民団体と区が協働で進める落ち葉ひろいリレー等、維持管理をさまざまな方と行う取組みを実施しています。街路樹においては、引き続き健全な育成・維持管理を行うよう努めています。今後も引き続き、いただいたご意見も参考に、区民、事業者の皆様とともに、世田谷のみどりの維持・保全・創出に取り組んでいきます。
108	世田谷の樹々について、関心があります。 大きな幹をもつ木が少なくなったと思います。 大きな木を残すのは、管理や経費など苦労が多いとのことですが、そこを何とか手助けするシステムはできないものでしょうか。せたがやを涼しいまちにする為の助け合いなど、できないものでしょうか。 CO2を吸ってくれる幹をもった木が本当に少ないです。温室効果ガスが増えるまちのCO2を吸収する樹木を増やし、世田谷に入ると「ヒンヤリするね」というまちにできたら、どんなに将来への不安が減るか。一年のうち4分の1は冷房の室内でしか暮らせない、そんな暮らしは本当に不安です。 世田谷の木を安易に伐らない。助ける、育てる、これしか私たちにできる温暖化予防はないと思います。経費は公費だけではなく、区民の助け合いも必要だと思います。緑の世田谷にして欲しいと思います。	区では、「世田谷みどり33」を掲げ、世田谷の良好なみどりを皆で守り、育てて、みどりの豊かさが実感でき、みどりのある暮らしを楽しむことができる街をめざして、様々なみどり施策に取り組んでいます。 区では、大切に育てられてきた樹木等を次世代に残す取り組みとして、保存樹木制度があります。樹形や幹周、健全性などの基準を満たし、所育の同意を得たものを、区が指定し、剪定など維持管理の一部支援を行っています。また、住宅等の建設時においては、緑化の規制・指導とともに、規制以上の緑化に対するシンボルツリーや生垣などへの緑化助成も実施しています。さらに、区民団体と区が協働で進める落ち葉ひろいリレーなど樹木保全に向けた活動を地域で繋げる取り組みも行っています。引き続き、区民の皆様とともに、世田谷のみどりの保全・創出を進めていきます。
109	<環境対策としての植樹・育樹>管理が大変なことから、都内でたくさんの樹木が伐採されています。ただ、これは他の先進国から見ると逆行する行為です。また、環境対策を怠ることは人権問題であるという認識も世界的に広まっています。世田谷区はその点、とても配慮されていると思いますが、さらに先進的なサステナビリティ都市を目指すため、さらなる育樹、管理、植樹などが必要ではないでしょうか。近年の夏の猛烈な暑さをしのぐ、命を守るためにも大きな木の木陰はとても有効だと言われています。ただし、街路樹、公園の樹木は適切な管理者がいないと虫の害などにより短命化してしまいます。官学・官民連携しながら、緑豊かでより皆が憧れる街にしていってほしいです。	区では、「世田谷みどり33」を掲げ、世田谷の良好なみどりを皆で守り、育てて、みどりの豊かさが実感でき、みどりのある暮らしを楽しむことができる街をめざして様々なみどり施策に取り組んでいます。みどりの創出は、緑化地域制度等により基準以上の緑化を確実に進めて頂くとともに、2024年4月に緑化助成制度に拡充より、緑化の促進を図っています。また、保存樹木等の制度の活用や、区民団体と区が協働で進める落ち葉ひろいリレーといった事業により、管理を支援する取組みを実施しています。さらに、区の公共・公益施設にあっては、樹木・植栽地の適切な維持管理を行うとともに、公園改修の機会を捉えて適地がある場合に区民参加の植樹体験会などを実施しています。また、街路樹や公園内の樹木管理につきましては、引き続き健全な育成・維持管理に努めていきます。今後も区と区民、事業者との協働により世田谷のみどりを守り育てていきます。
110	みどり33の進捗状況を記載して、遅れの原因分析やその実現のための具体策を述べるべき。	本計画は、環境における総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めていきます。 なお、「世田谷区みどりの基本計画」におけるみどりの目標量の達成状況等については、5年程度ごとに実施しているみどりの資源調査結果で把握・分析するとともに、次期計画の改定につなげていきます。
111	区立公園に花木のシンボルツリーを植えて下さい。例えば、先日訪れた若林公園は、昼は暗く、陰気な雰囲気でした。花期が長いサルスベリが中央に1本あるだけで華やかな感じがします。	区では、アメンボひろば公園(太子堂2-4-28)三宿えのき公園(三宿1-4-9)等、シンボリツリーを植栽した公園があります。公園の現地状況等を踏まえ、いただいたご意見も参考に公園緑地の整備・維持管理を進めていきます

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント 意見の概要と区の考え

NO	意見の概要	意見に対する区の考え
112	ひとつぼみどりの目標値を設定するべき。公園緑地面積の目標値を設定すべき。	本計画は、環境における総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めていきます。 「世田谷区みどりの基本計画」においては、公園におけるみどりを、2018年度から2027年度の期間で40ha増やすことを、土地利用別の目標として記載しています。なお、ひとつぼみどりの目標は定めていませんが、民有地のみどりづくりの1つに、ひとつぼみどりの創出を掲げて取組みを進めています。
113	「小中高校の校庭のみどり率を50%以上にする」を追記する。	本計画は、環境における総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めていきます。なお、「世田谷区みどりの基本計画」においては、学校におけるみどりを、2018年度から2027年度の期間で10ha増やすことを、土地利用別の目標として記載しています。
114	都市に緑を取り入れるという事柄に対して、さらに促進をしていただきたいです。近所のビオトープの充実などを行い、子供たちから大人まで、生物の多様性を体験できるスペースや地域がほしいです。それに合わせて空き家の転用と、空地利用を促進、また農地の「地産地消」化の促進、さらには、グリーンインフラにおいての、夏場と冬場の急激な気温変動の抑制、ゲリラ豪雨への対応をするための河川氾濫を防止し、中水利用を促す、雨水流出抑制などを行っていただきたいです。	区では、「世田谷みどり33」を掲げ、世田谷の良好なみどりを皆で守り、育てて、みどりの豊かさが実感でき、みどりのある暮らしを楽しむことができる街をめざしており、引き続き、様々なみどり施策に取り組んでいきます。公園緑地等の新設・改修の際には、グリーンインフラや生物多様性の視点も取り入れた整備を検討していきます。また、区民、事業者等の理解、協力を得ながら、グリーンインフラの観点も踏まえた雨水貯留浸透施設の設置などの流域対策を推進・促進しています。 民間施設に対しては浸透施設及び雨水タンクの設置に関する助成制度を設け、設置の促進を図っています。
115	住宅街では樹高の制限を考慮してほしい。我が家は隣の学校にあるソメイヨシノが20m以上となり、季節には花びら、がく、落葉が吹き寄せます。また、日当たりが遮られるため、家の植物の育ちが悪くなる。	民有地の樹木の維持管理は、隣接地に配慮した適切な植栽計画をお願いするとともに、区のおしらせ「せたがや」やホームページ等で、所有者の方に向けて、隣接地にも配慮いただくとともに、所有している樹木の日頃の点検や、剪定等の手入れをしていただくように周知・啓発を行っています。 引き続き、いただいたご意見も参考にいたしながら、みどりの良好な維持管理に取り組んでいきます。
116	樹の下の草に除草剤が使われています。草が有り、虫が居て小鳥の餌が有る、里山のような地帯であってほ しい。今、区内で「木を植える」だけでは良い環境は保てません。	区では、生きものつながる世田谷プランを策定し、生物多様性の恵みを実感できる街を目指して、生物多様性に配慮した様々な取り組みを進めています。なお、学校、保育所、病院、公園等の公共施設、街路樹、及び住宅地に近接する土地、森林、農地(家庭菜園・市民農園を含む)の管理にあたっては、農薬の飛散により、住民や子ども等に健康被害が生じないよう、できるだけ農薬を使用しないように心がける旨、区ホームページで周知しています。農薬には、作物や樹木に発生する病害虫の防除を目的に散布するものの他に、ガーデニングや家庭菜園用のスプレー式の殺虫剤や殺菌剤、芝生等の雑草対策で使用する除草剤なども含まれます。いただきましたご意見を参考にしてまいります。
	23区の緑被率を見ると緑豊かと言われる世田谷区は第2位。これを1位の練馬区にまで追い上げるのは1%でさえ難しいと思われます。 そこで垂直緑化を試みるのはいかがでしょうう。塀にツタ類を生やして見た目の緑を増やすことも安価なひと工夫です。また、フェンスの沿いにある生垣を内側で剪定するのではなく、フェンスの外側に出して剪定を続けると立派な緑の壁となります。	世田谷区では、道路沿いの生垣のほか、建物の外壁面やフェンスの緑化についても対象とする助成制度を設けており、2024年4月に単価の見直しなどの更なる拡充を行いました。今後も効果的な緑化の普及啓発に努めてまいります。

別紙1

A 445	周掛け 固 所は 計画 に 及映 9 るもの			
NO	意見の概要	意見に対する区の考え		
118	計画素案p52の農ですが、最近ではプラスチックのマイクロカプセルに入っている農薬や肥料もあります。これらのプラスチックが土壌汚染、川から海洋汚染になっています。プラスチック汚染につながる商品は避けることができるように農家や区民に研修やわかりやすい情報提供をすることも環境を守るためには区として必要な取り組みと考えます。	プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な課題となっており、プラスチックを取り巻く環境が変化している中、適切に対応することが必要であり、国等の政策を注視しながら情報収集を進めるとともに、必要に応じて区民への情報提供を検討します。		
119	ファミリー農園は現在家族しか使えない。友人や近所の方や世代を超えて一緒に耕せるよう繋がりと緑の交流の促進をコンセプトに見直した方がよいと思います。	ファミリー農園は、募集区画数に対して応募倍率が非常に高いため、利用機会の公平性の観点から1世帯1か所(1区画)のみの応募・ご利用としています。 この度いただいたご意見につきましては、今後の農業振興施策の参考といたします。		
120	家庭農園をしている人達のつながりや、園芸指導者、ボランティアサポートをしくみにした高齢世帯に対する 目配せ、地球温暖化に対応の地域に根差したノウハウ共有をカジュアルにできるしくみがあるとよい。	区では、区民農園や体験農園などを通じて、区民が農業や自然と触れ合う機会を提供し、地域のレクリエションや交流の場づくりに取り組んでいます。 農業や農地は地域コニーティの形成と緑地空間としてヒートアイランド現象の緩和など多面的機能を有しており、子どもから高齢者まで多くの区民が農を通じて交流促進に向けた取り組みを推進します。この度いただいたご意見につきましては、今後の農業振興施策の参考といたします。		
121	農地においては危険な無農薬や有機農業ではなく、安全な農薬を使って人間が制御した農業を推進してほしい。害虫が沸くことは環境悪化に繋がる。	農薬の使用は、各農業者が、農作物や栽培方法、土壌環境等において、負荷の軽減を図りながら、適正な使用に努められています。また、農薬を販売するJAでは、使用方法や基準(適正な用途・用量)等を、適宜、指導・支援を行っています。 区としては、引き続き、農薬の適正な使用の周知啓発に努めるとともに、住宅地等における農薬散布の際には、近隣住民へ配慮を促す注意喚起をしていきます。		
122	環境に有益な農を如何に確保するかという視点が足りない。農地面積、農業公園面積、農家数、区民農園の拡大等についての目標値を設定するべき。	本計画は、環境における総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めていきます。 なお、「世田谷区農業振興計画」では、農地面積や農家戸数、生産緑地面積等を、目標指標としております。		
	グリーンインフラ			
123	保存樹木の指定本数目標値など何らかの目標値を設定するべき。	本計画は、環境における総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めていきます。 なお、「世田谷区みどりの行動計画」では、「保存樹木・保存樹林地制度の活用推進」の2024年度~2027年度の目標を「保存樹木新規指定20本」としております。		

別紙1

NO	意見の概要	意見に対する区の考え
	公害対策·美化	
124	たばこ害についての具体策、目標値を設定するべき。	本計画は、環境における総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めていきます。 なお、「世田谷区基本計画」では、施策「たばこルールの推進」において、「指定喫煙場所設置数」を「実現に向けた行動量の目標値」として、「路上喫煙率」を「事業の成果指標」として設定しております。
125	低周波を含む騒音による健康被害から区民を守るために、日本冷凍空調工業会の「家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック」等の早急なる条例化をお願いいたします。	住宅同士の距離が近いといった事情等により、近隣での騒音等の苦情が発生する事例もあります。省エネ機器の設置後に、騒音・振動による近隣トラブルが起きないよう、機器の設置位置や設置方法を区のホームページや消費生活だよりなどで周知し、区民、事業者への啓発に努めているところです。いただいたご意見も参考にしていきます
126	公害対策は、子どもたち達の命と健康を守るために、大気・水・土壌の環境測定を実施して、有害化学物質等の挙動を把握したいです。とくに気になるのは、世田谷清掃工場の隣にある砧公園や周辺の公立小中学校できちんと測定することを求めます。現状は大丈夫でも変化に気づける体制を構築しておくことが重要と考えます。今後、水質にPFASが含まれている場合もあり得るかもしれませんので、子どもたちを守る万全な体制がほいいです。砧公園は東京都なので協同するといいと考えます。	清掃工場については、東京二十三区清掃一部事務組合が、第三者機関による環境調査を行っています。 大気汚染、河川、地下水に関しては毎年定期的に測定しホームページにてデータを公表しています。また、 土壌汚染対策や土壌汚染に起因する地下水汚染に関しても、法律や条例に基づき対応をしています。今後 も継続して着実に対応していきます。
127	マイクロプラスチック等の汚染問題 現在は、スーパー等でのレジ袋の有料化等の対策が採られていますが、今も河川及び海洋のビニール、プラスチック等の汚染が続いているようです。レジ袋の有料化以外に、世田谷区独自の対策を条例に規定してはどうでしょうか。	2022年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、販売・提供段階ではレジ袋有料化に続き、ワンウェイプラスチックの使用の合理化が定められる等、プラスチックを取り巻く環境が変化しています。 区としても、国等の政策を注視しながら情報収集を進めるとともに、ホームページ等における周知など、区民への啓発を進めていきます。
128	煙草、焚き火や花火などの煙は目に見えなくなっても微小な有害物質が気流に乗って周囲に広がっていくことを周知すること。喘息患者等は少なくなく、そのような有害物質が症状を悪化させ、将来窒息死する危険があることを周知すること。	たばこの害に関する正しい知識の普及・啓発は、関係部署と連携して取り組んでいきます。
129	子どもの声は騒音ではない、という意見もあるが、大勢集まって過剰に騒いだり、叫んだり泣き喚いたりするなど騒音となりうることもあることを周知すること。大人が周囲に配慮するように子どもに話すこと。	東京都環境確保条例では乳幼児期における子どもの声に騒音の規制基準を適用し、子どもの遊びを抑制するには望ましくないとして、子どもの声を適用除外としています。しかし、そういったご相談が区に入った場合は状況を確認して、必要があれば現場でお声がけを行うなどの対応を行っています。また、「第4章 めざす将来像」に、生活騒音へ配慮した将来像のイメージを工夫して記載します。
130	隣接私立保育園の園児による騒音の被害(屋内外の大声) 長年にわたり、園児の大声により大変悪環境になっており、心身ともに傷つけられています。 しっかりとした防音対策をしていただくよう、ご指導願います。	東京都環境確保条例では乳幼児期における子どもの声に騒音の規制基準を適用し、子どもの遊びを抑制するには望ましくないとして、子どもの声を適用除外としています。しかし、そういったご相談が区に入った場合は状況を確認して、必要があれば現場でお声がけを行うなどの対応を行っています。また、「第4章 めざす将来像」に、生活騒音へ配慮した将来像のイメージを工夫して記載します。
131	個々人が勝手に腐葉土作りをした場合、たばこの吸い殻を棄てられやすい。ペットボトルやジュース缶を棄てられるなど、不潔になることはないだろうか?	地域環境の保全を図るため、世田谷区では世田谷区環境美化等に関する条例を定め「何人も、みだりに公 共の場所等に空き缶及び吸い殻等を捨ててはならない」といたしました。ポイ捨が禁止行為であることを十分 理解していただくために、看板やポスターの掲示、区のおしらせ等による情報発信、地域の自治会・町会と協 力したキャンペーンの実施などにより、これからも周知啓発を進めていきます。 また、「第4章 めざす将来像」に、公共空間へ配慮した将来像のイメージを工夫して記載します。

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント 意見の概要と区の考え

NO	意見の概要	意見に対する区の考え
	消費と共創・資源循環	
132	区内の施設に給水スポットを作り、マイボトルを持参している人がペットボトルを買わずに給水できると良いと思います。また、区施設内ではペットボトルの自動販売機ではなく、缶の飲料の販売にする事も民間の企業で行っていますので試みても良いと思います。	ペットボトル削減とマイボトル利用促進のため、区庁舎内に浄水器を設置しています。プラスチック削減に向け、事業者の取組みを確認し連携していきます。
133	「消費と共創」は表現として不適切であり理解されない。消費者と生産者が共創するというよりは、消費者が自律性を高め生産者の過剰広告などに惑わされずに環境保全に相応しい消費のあり方を探究していくべきもの。従って「エシカル消費」として3Rも含め環境に配慮した自律的消費行動が求められるとの説明を記載したらどうか。資源循環は不要。(再掲)	ご意見の通り、「エシカル消費」は重要な取組みであるため、素案における「消費と共創・資源循環」の対応の方向性に記載するとともに、コラムとしても取り上げています。また、「消費者の自律性」の重要性もご指摘の通りであり、本計画では、消費者が商品を選択するだけはなく、供給における一連の流れにおいても主体的である必要があると考え、「共創」という表現を、言葉の解説等も行ったうえで打ち出しました。
134	無理なゴミの減量や分別よりも、トータルでの環境負荷低減を見据えてほしい。例えばプラごみについては、お湯と洗剤で洗ってリサイクルするよりもそのまま燃やした方が環境負荷は低いと思う。	プラスチックの資源化は、区の清掃・リサイクル審議会からの答申においても、汚れが落ちないものは従来通り焼却発電・熱回収とするなど、資源化の全過程を通じた環境負荷を適切に評価し、費用対効果なども含め区民理解が得られる事業手法を選択すべきとのご意見をいただいており、区としてもその点に配慮しながら資源化の検討を進めているところです。
135	食品ロスについてはフードバンクを用賀だけでなくもっと区内各所に受け入れ拠点を整備してほしい。持って 行くのが大変で結局捨てることになる。	区では区内11か所にフードドライブ受付窓口を設置しており、区のホームページでご案内しています。今後 も、当事業を区民へ周知していきます。
136	生ごみとは別の袋、例えば、緑色に着色したごみ袋に落ち葉を入れて、清掃車に渡し、区は集めた緑色袋中の落ち葉を使って、腐葉土作り等を行うことはできますか。	収集された可燃ごみは、清掃車両から清掃工場のごみバンカへ直接投入されてしまうため、着色袋による落ち葉の選別は困難ですが、持続可能な地域社会を維持するためには資源循環の取り組みが重要であることを区も認識しており、落ち葉の活用方法は、関係所管と情報交換をしていきます。
137	すみやかにプラスチックを資源として回収してほしいです。 私の考えでは、第一に公共施設やスーパーマーケット等、店頭で資源回収しているところに出す。 第二に世田谷区が回収する。週に一回、月に2回、2ヶ月に1回等、需要があるプラごみは単独でも良いと思います。	区では、環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の実現に向けて、資源投入量・消費量を抑えて持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するサーキュラーエコノミー(循環経済)への移行を進め、さらなるごみの減量と資源循環を推進することとしています。特に、プラスチックの資源循環においては、製造・販売事業者による自主回収など、拡大生産者責任に基づく事業者の主体的な取組みが必要となりますので、事業者の自主的な資源回収の促進に取り組んでいきます。また、区では現在、ペットボトルや白色発泡トレイ、色・柄付き発泡トレイ、食品用透明プラスチック容器などを資源として回収しています。さらなるプラスチックの分別収集に向けては、プラスチックを資源化できる事業者の確保や、収集・運搬にあたる車両・人員の確保、多額の経費負担など様々な課題がありますが、より効率的・効果的なプラスチックの資源循環に向けて、引き続き検討を進めるとともに、「第4章 めざす将来像」に、生活環境の中で、プラスチックごみゼロの社会をめざして行動することを追記します。
138	生ごみの資源回収を是非検討してほしい。そのごみから作った堆肥を世田谷区の農地で使用できるようにするなど。ごみ減量にもなりますし、炭素吸収にも効果的だと思います。	区では、可燃ごみの約3割を占める生ごみの減量に向け、生ごみ堆肥化講習会等を実施するなど生ごみの 資源化や減量の普及啓発を行っています。農地への活用は、他自治体の事例によると水分量や塩分濃度に 課題があると聞いています。引き続き他自治体での事例などを参考に、区の特性に合わせた生ごみ減量方 法を検討していきます。

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント 意見の概要と区の考え

	掛け 国所は計画に反映するもの	辛旦に払ナスロのネニ
NO	意見の概要	意見に対する区の考え
139	「4 分野ごとの方向性」の「消費と共創・資源循環」のところに、「プラスチックの分別収集の検討」とありますが、プラスチックごみを分別収集することには賛成です。プラスチックごみを可燃ごみとして捨てることにはいまだに抵抗があります。もちろん、プラスチックごみを燃やして熱回収することで化石燃料の消費量が減り、全体として環境負荷が低減できるのかもしれませんが、ごみを捨てる側としてはプラスチックごみを分別収集することが手間だという意識はありません。ごみの減量策については、他の自治体よりも遅れているように思います。	地球温暖化や海洋プラスチック問題などに対応し、持続可能な地域社会を維持するためには、プラスチックの発生抑制と資源循環が重要となりますので、プラスチックの分別収集と再商品化に向けて、より効率的・効果的な事業手法の検討を進めていきます。また、「第4章 めざす将来像」に、生活環境の中で、プラスチックごみゼロの社会をめざして行動することを追記します。
140	プラスチックゴミの回収をお願いします。 世田谷区も、分別回収宜しくお願いします。	地球温暖化や海洋プラスチック問題などに対応し、持続可能な地域社会を維持するためには、プラスチックの発生抑制と資源循環が重要となりますので、プラスチックの分別収集と再商品化に向けて、より効率的・効果的な事業手法の検討を進めていきます。また、「第4章 めざす将来像」に、生活環境の中で、プラスチックごみゼロの社会をめざして行動することを追記します。
141	環境基本計画を区の総合計画の中での重要な位置付けをしていることで分野横断的な相乗効果が生まれることを期待し、相乗効果の実例を多岐に渡って挙げてほしい。	本計画の「第6章分野横断の取組み 5. 相乗効果を生む取組み」における優先順位の高い4つの取組みごとに、具体的な取組みの例を記載しています。また、いただいたご意見を踏まえて、より取組みの内容がわかりやすくなるよう、コラムとして実際に行われている施策を記載いたしました。
142	清掃・リサイクル部と連携して、自社製品を様々な方法で回収し再資源としている企業を積極的に探して連携し、今までごみとなっていた品目を資源にする取り組みに着手し計画的に増やしていくことは、ごみの減量、省資源化、co2削減、環境保全にも寄与するものと考えます。せたがやpayをうまく活用するなど考えて追加項目にできないでしょうか、追加することを求めます。	区では、ごみの資源化に取り組んでいる事業者と意見交換などを行い、粗大ごみのリユースや衣類の資源 化などを実施しました。今後も区内経済の活性化などの課題解決に効果的な事業実施を検証し、先進的な 取組みを行う事業者と情報交換していきます。
143	ごみの削減、資源の有効利用も課題です。プラスチックごみの分別回収を一日も早く実現し、循環型社会に対応した世田谷区に向けてより一層の努力を求めます。	地球温暖化や海洋プラスチック問題などに対応し、持続可能な地域社会を維持するためには、プラスチックの発生抑制と資源循環が重要となりますので、プラスチックの分別収集と再商品化に向けて、より効率的・効果的な事業手法の検討を進めていきます。また、「第4章 めざす将来像」に、生活環境の中で、プラスチックごみゼロの社会をめざして行動することを追記します。
144	エシカル消費、循環型経済(サーキュラーエコノミー)は、仕組みがあってこそ人々の行動変容がおきる。分別資源回収ボックスを街角に設置することで、清掃工場で処理するごみの削減につながる。リユースショップ、チャリティーショップ、を推奨することでリサイクルがすすむ。環境価値を体験する場として小中学校での環境教育の中に断熱ワークショップを入れてほしい。科学的に対策の価値がわかれば、行動変容がすすむはずで、何かしたい(「手入れ」をしたい)と思ったときに相談でき化学的な根拠を見せてくれる「環境問題のワンストップ相談センター」「温暖化対策センター」を創設してもらいたい。	区では、ホームページにリユースショップ情報やフリーマーケット開催情報を掲載しています。また、民間事業者の仕組みを活用したリユース事業も実施しています。ご意見を踏まえ「第5章 分野ごとの方向性」における「消費と共創・資源循環」においてリユース等の視点を追記するとともに、今後も、区民が取組みやすいリデュース、リユース行動を伝えていきます。また、環境政策部では、区立小学校の4~6年生を対象に、毎年10校程度で「環境出前授業」を実施しています。より多くの学校へ環境教育を展開していくため、これまでの環境出前授業に加え、民間企業との協同実施等の検討を進めていきます。学校の教室を活用した断熱ワークショップは、今年度、小学校にて実施の方向で検討中です。環境問題や温暖化対策に関する相談窓口やセンターの区としての創設は現時点では計画しておりませんが、区民の皆さまが相談でき、科学的な根拠を踏まえた具体的な行動選択のアドバイスができる体制の必要性は、貴重なご意見として承りました。今後、区として何ができるかも含め検討します。

別紙1

NO	意見の概要	意見に対する区の考え
145	く環境面から考えるゴミの問題>・プラスチックごみについて現在、家庭ごみはペットボトルのみの回収かと思いますが、企業などとの連携によりプラスチック全般を資源として回収してほしいです。他の地域でも、そうした取り組みが進んでいると思いますので、ぜひ世田谷区でも取り組んでほしいです。また、〇〇は九州地区でおむつを回収し、水平リサイクルを実践しています。おむつのごみ問題は、区においても抱えていると思いますので、そうした企業の先進的な取り組みに積極的に参加するのもよいかなと思います。	プラスチックは、現在、ペットボトルや発泡トレイなどの資源回収に取り組んでいますが、引き続きプラスチックの分別収集と再商品化に向けて、より効率的・効果的な事業手法の検討を進めていきます。また、「第4章 めざす将来像」に、生活環境の中で、プラスチックごみゼロの社会をめざして行動することを追記します。 紙おむつは、少子高齢化により、今後一般ごみに占める割合はますます増大すると予想されますので、東京都による事業者と連携した取組みや近隣自治体との情報交換を行いながら、国や都が実施する勉強会等にも積極的に参加し、紙おむつリサイクルに向けた事業スキームを研究していきます。
146	・ごみ削減のヒントとして 区のセンターや農園などを活用して、コンポストステーションを設置してみてはいかがでしょうか。 コンポストに取り組みたい方、取り組んでいる方が、できたたい肥のやり場に困っているとも聞きます。 区の農園や、区内の農家さんにたい肥を提供することで、地域の連携や、地産地消などにもつながるのではないでしょうか。 ニューヨークの街中にもコンポストステーションがあったと聞いたことがあり、都心でも可能ではないかと考えます。	区では、可燃ごみの約3割を占める生ごみの減量に向け、生ごみ堆肥化講習会等を実施するなど生ごみの資源化や減量の普及啓発を行っています。農地への活用は、他自治体の事例によると水分量や塩分濃度に課題があると聞いています。引き続き他自治体での事例などを参考に、区の特性に合わせた生ごみ減量方法を検討していきます。
147	世田谷区の清掃工場は、ごみ焼却時のエネルギーを有効活用している。そのことをもっとアピールするべき。	ご意見は、清掃工場を運営する東京二十三区一部事務組合にお伝えするとともに、23区の清掃工場における取組みを東京二十三区一部事務組合と連携しながら、周知していきます。
第6章	た 分野横断の取組み	
148	・それぞれ具体的取り組みが記載されているが、これらの施策の達成度を評価し不十分な場合の対策強化を進めるためにも目標値を設定することが必要。 ・作文だけで横断的な取り組みが進展するものではない。これらの取組みを統括する予算と権限を持った中核となる組織が必要。そこが、進捗状況を常に監視しながら横断的施策の効果が最大化するように指導・監督するべき。 ・地域づくりとの連携においてはまちづくりセンターの役割を明記するべき。	本計画は、環境における総合計画として理念や方向性を示し、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において本計画との整合性を図ったうえで進めていきます。また、本計画を所管する環境政策部において、個別計画や施策所管と連携し、本計画において示した理念や方向性などを分野ごとの計画や施策へ反映していきますが、そのための仕組み等を、「第7章 計画の推進」における「2 施策への実装と評価」に追記します。また、ご意見の通り地域づくりとの連携においては、まちづくりセンターの役割も重要であるため、案に向けては、区民等と環境との関係性を再構築するための各主体の役割を図式化するなど、わかりやすくお示しします。
149	計画素案p61「分野を横断することで、複数分野の課題の統合的解決(マルチベネフィット)につながる取組みを見出すことができます。」 一石二鳥以上の一石八鳥の効果が期待できますので、ぜひ推進してほしいです。強く同意します。ただ、「一石」が最初に必要です。つまり、断熱でも太陽光発電でも緑化でも最初に初期コストが高くなるというトレードオフが発生しえます。それをどう少しでも解消するか、という視点からいうと、共同、シェアすることによって、一人当たりの初期コストを下げる工夫があると良いと思います。低層集合住宅では太陽光発電や断熱材などがシェアしやすく(居住面積あたりの外皮面積が小さくなるので)有効的ですし、人口密度を維持しやすいというメリットもあります(ライフステージによって住居を移動しやすいので)。EVなどもシェアを広げて一人当たりの導入コストを下げていきたいです。	世界的にも「シェアリングエコノミー」の考え方が広がっており、「共同利用」や「シェアする」ことは、環境への 負担を下げる取り組みとなります。ご意見を踏まえ、「第5章 分野ごとの方向性」における「消費と共創・資源 循環」において、シェアリングエコノミーの普及に関する記載を追記します。

別紙1

NO	意見の概要	意見に対する区の考え
150	都市ガスを利用する家庭用燃料電池(エネファーム)は、平時は省エネに寄与するとともに、停電時にも都市ガスの供給が続く限り発電を継続することが可能であり、停電時の電源確保にも有効な設備であることから、以下のとおり変更することを提案します。 (原案) また、「脱炭素行動・エネルギー」分野の自宅の利用エネルギーを再生可能エネルギーに変える取組みは、蓄電池などと組み合わせることで、停電時の電源確保につながるなど、「防災」分野にも貢献します(図d)。 (変更案) また、「脱炭素行動・エネルギー」分野の自宅の利用エネルギーを再生可能エネルギーに変える取組みは、蓄電池や家庭用燃料電池(エネファーム)などと組み合わせることで、停電時の電源確保につながるなど、「防災」分野にも貢献します(図d)。	いただいた意見を踏まえ、案において「家庭用燃料電池(エネファーム)」の記載を追記します。
151	計画素案p65:「4 分野ごとの分析」「交通・移動」 さらに相乗効果を追加すると、自転車や徒歩移動は、街なか商店の売り上げ向上にも繋がりやすいです。公 共交通があれば子どもの通学の可能性も広がります。	いただいたご意見を踏まえて、自動車や徒歩移動は、産業部門の活性化にもつながる旨の記載を追記します。
152	計画素案p66:「消費と共創・資源循環」 さらに相乗効果を追加すると、「もの」の消費から「サービス」消費に移ることで、産業的には大企業から近所の経済主体への出費が増えることになり、地域内の所得の平均値の向上にも繋がります。	いただいたご意見につきましては、関係所管と共有し、今後の施策の参考といたします。
153		いただいたご意見も踏まえ、町会などの地縁団体や環境団体などの団体と、お互いにとって有益となるような連携・協働の接点を広げていきます。
154	計画素案p68以降の環境価値や環境教育については、私たち人の命、動植物の命、すべては地球につながり、互いに影響しあって、命を支え育んでいることを実感できる体験を子どもの頃から積み重ねることが重要だと考えます。人だけでなく動植物も含めたすべての命が繋がっていることを理屈ではなく心で感じることが重要だと考えます。	いただいたご意見のとおり、子どもの頃からの実践や体験の場を設けることは、環境に興味・関心を持ち、環境をより良くするために果たすべき人々の責任と役割を理解する上で、重要な要素となります。 そのため、計画案において教育委員会との連携に関する記載を追記しました。

別紙1

NO	意見の概要	意見に対する区の考え
第7章	計画の推進	
155	計画素案p74「時間がなくても参加できる方法、活動への入口の明確化、既存の地域活動を活かした多義性のある参加の場づくりなどにより、区民の地域活動への参加のハードルの解消を図ります。」 ただ、一般的に「自分が「手入れ」しても変わらない」というような人生体験を積み重ねてしまってるのではないでしょうか。ある調査によると、日本の若者だけ、「自分が社会を変えられると思う」という人の割合が先進国の中で極端に低いそうです。 手入れをすることで、確かに身の回りが変わった、関係性が変わった、環境が変わった、社会が変わった、施策が変わった、という小さな成功体験を増やし積み上げることで、これも相乗効果ですが、若者が工夫してアイデアを形にしていくという教育的な効果があり、将来的なイノペーションカ(課題発見能力、協調力、創造力)を高めるという結果にもつながるかもしれません。そのためにはちょっと参加する機会から、さらに、共同して学び合う、情報やデータ、いろんな先進例の分析をして、それを一人でなくて、多くの多様な人と話し合う「熟議する」そのような機会も増やしていきたいです。そうやってみんなで熟議したものが、小さくてもいいから実現できたか?ということが大事だと感じます。	「手入れ」の機会を広げ、効果を実感することができるように、第7章に「区民等と環境との関係性の再構築」として、区が「手入れ」を後押しするための取り組みを記載いたしましたが、手入れは個人だけの責務ではなく、行政や事業者もそれぞれに役割を果たすべきものと考えています。このことがより明確に伝わるよう、第3章「2. 理念」の文章と図表を修正します。 ご意見いただいた成功体験を積み上げる参加型の場や、教育的な場づくりも行うとともに、参加者が熟議し、作り上げた提言が政策に反映される「気候市民会議」なども実施していきます。
156	いずれも重要な課題であるが、これらはまちセンが主導的に、地元住民や町内会・ボランティア団体などの活動団体と緊密に協力しながら主導的に推進することが重要なのでその点を強調すべきである	区民等と環境との関係性を再構築するためには、ご意見の通りまちづくりセンターをはじめ、各主体が連携していくことが必要であるため、案に向けては、区民等と環境との関係性を再構築するための各主体の役割を図式化するなど、わかりやすくお示しします。
157	以下の記載内容について 計画素案p80「環境政策部から庁内に向けた情報発信・PRを推進する。」 計画素案p81「柔軟なプロジェクトチームの組成」 ・環境政策部による庁内向けの情報発信やPRだけでは効果的な施策推進には繋がらない。 ・縦割り行政の改善のため環境政策部が横串を通す統括的組織として基本計画の推進を図るためには、随時にプロジェクトチームを組成するのでは不十分であり、予算と権限をもって進捗状況の監視、改善のための強力な指導等の権限を有するような組織体制を構築するべき。	環境政策部による庁内向けの情報発信やPRだけではなく、庁内連携のプロジェクトチームによる事業推進や、庁内の各部長を構成員とする「世田谷区気候危機対策会議」等も活用し、環境計画の推進を図ります。
158	環境について総合的に考える担当部門をつくること。	本計画の第7章(2)に記載しているとおり、職員公募の活用や、課題や施策ごとの柔軟なプロジェクトチームの組成など、人材や財源などのリソースを最大限に活用し、体制づくりに取り組んでいきます。
159	以下の記載内容について 計画素案p82「具体的な施策・事業及び進行管理は各分野の計画に位置付け、進めて行く」 基本計画で目標を明示し、その実現に向けた施策・事業を個別分野計画で策定するべき	本計画は、環境における総合計画として、世田谷区の環境における理念や将来像の実現のために、分野ごとの施策の方向性を明示するとともに、分野ごとの共通性や関連性に着目し、相乗効果を生む分野横断の取組みを示しています。分野ごとの具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めていきます。

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント 意見の概要と区の考え

NO	意見の概要	意見に対する区の考え
160	以下の記載内容について 計画素案p82「毎年行っている環境分野の主な事務事業のまとめにおいて施策の実施状況を確認し、本計画 の方向性の施策への反映をより推進する。」 環境政策部は施策の実施状況を確認するだけではなく、進捗が遅れている場合には改善するよう各部局に 指示・命令する権限を有することが必要	環境政策部において個別分野への働きかけを行うとともに、所管と連携していくことで、本計画において示した理念や方向性などを分野ごとの計画や施策へ反映し、それらの結果を踏まえたうえで、本計画の評価を行いますが、そのための仕組み等を、「第7章 計画の推進」における「2 施策への実装と評価」に追記します。また、環境セクションのあり方は、ご意見も参考にしながら、引き続き、効果的な体制や位置づけを検討していきます。
161	以下の記載内容について 計画素案p82「分野ごとの方向性の実施状況や横断的取組み等の確認を毎年行う」 環境政策部は確認するだけでなく、進捗状況を毎年評価したうえで遅れている部局に対しては対策・改善を 求め進捗率を高めるよう指導するべき。	本計画は、環境における総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めていきますが、環境政策部が個別分野への働きかけを行うとともに、所管と連携していくことで、本計画において示した理念や方向性などを分野ごとの計画や施策へ反映し、それらの結果を踏まえたうえで、本計画の評価を行いますが、そのための仕組み等を、「第7章 計画の推進」における「2施策への実装と評価」に追記します。
162	以下の記載内容について 計画素案p82「本計画に関連する分野の施策の実施状況等を適宜『環境審議会』に報告」 適宜報告ではなく「毎年」進捗状況を報告し意見や提言を受けて施策に反映すること。	環境政策部が個別分野への働きかけを行うとともに、所管と連携していくことで、本計画において示した理念や方向性などを分野ごとの計画や施策へ反映していきますが、。環境審議会への報告は、それらの進捗に合わせた適切なタイミングでの報告という意図で「適宜」という表現にいたしました。また、計画の施策への反映は、そのための仕組み等を、「第7章 計画の推進」における「2 施策への実装と評価」に追記します。
163	「分野横断的な視点の強化」は非常に重要で、多くの人を巻き込む力があります。行政が縦割りでなく、環境 基本計画で多くの他の部を巻き込んで、市民の行動変容を促す仕組みを強化してほしいです。	環境政策部が個別分野への働きかけを行うとともに、庁内連携のプロジェクトチームによる事業推進や、庁内の各部長を構成員とする「世田谷区気候危機対策会議」等も活用し、計画の推進を図ります。
第8章	■ 環境行動指針	
164	以下の記載内容について 計画素案p83「将来にわたって良好な環境を保つ地域社会を目指すという本計画の基本理念に沿って」 「良好な環境を保つ地域社会を目指す」というのは当然のことであり、2030年に向けての理念としては不十分、「これまでの経済優先という視点を乗り越えて環境保全を最優先とするという高い理念を持って」という表現が望ましい。	国の「第六次環境基本計画」においても「環境保全と、それを通じた現在及び将来の国民一人一人の『ウェルビーイング/高い生活の質』を明記しており、本計画の理念の中でも、国の考え方をふまえ、人と環境の「トレード・オン」による持続可能な未来を創造していくとしています。
165	以下の記載内容について 計画素率p84「環境への配慮に努めましょう」 この表現は従来の方針を超えていない。「環境を優先する姿勢をとるよう努めましょう」に改める。	いただいた意見を踏まえ、案において「豊かな環境を保全し、創出に努めましょう。」に変更します。
166	以下の記載内容について 計画素案p84「環境への配慮に努めましょう」 これでは不十分であり、区が区民と事業者に率先して環境保全活動をモデル的に実行するために、具体的 な目標値を設定することが重要。	本計画は、環境における総合計画として理念や方向性を示し、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において本計画との整合性を図ったうえで進めていきます。また、本計画を所管する環境政策部において、個別計画や施策所管と連携し、本計画において示した理念や方向性などを分野ごとの計画や施策へ反映していきますが、そのための仕組み等を、「第7章 計画の推進」における「2 施策への実装と評価」に追記します。

別紙1

NO	意見の概要	意見に対する区の考え	
その他)他ご意見・ご要望		
167	野川は、山の方から流れてくるわけではないので、そんなに危険な感じは受けませんが、川の中に上流から下流まで木が生えており、流木、草木が引っかかっています。今のところ両岸まで水が上がってくることはありませんが、将来的に見ると川の中の草と木を取り除いておいた方がいいと考えます。確かに多摩川よりは危険度は低いとは思いますが、両岸は住宅がぎっしり建っています。少しでも不安を取り除いた方がベターだと考えます。ご検討をお願いします。	野川の除草作業につきましては、喜多見大橋を境に北部と南部に分けて、それぞれ年に2回程度実施しています。また、必要に応じて河川内にある樹木の剪定作業なども行っているところです。 実施にあたっては、生態系や環境の保護に関して東京都や区民団体と適宜情報交換を行いながら進めています。 今後も治水と環境保護が両立できるよう、地域の皆様と意見交換を行いながら進めていきます。	
	谷沢川暗渠のお願いです。 谷沢川の水流の調節施設の増設など、水害に対して対策いただきありがとうございます。 ただ、石川県の水害、他県の水害を拝見すると、やはり心配でなりません。 実際大雨の際、谷沢川の水量がみるみる増し、深沢、等々カ方面(下流に向かい左川)から水がどっと直接 矢沢川に流れ込み(排水溝からではありません。直に川に流れ込みます。)恐怖でしかありません。 呑川のように緑道にしていただき安心して区民がジョギング、散歩ができるよう望みます。 ただ、暗渠にしても排水溝から水が溢れないように、ご検討お願い致します。	頂いたご意見について、谷沢川の河川整備を所管する東京都に共有いたします。 区では、河川の日常的な維持管理を行っておりますので、転落防止等の安全管理も踏まえた点検・補修等を 着実に取組んでまいります。	
	池尻にある「馬神の碑」付近について、階段や周囲の植込みが通行人によるゴミ捨て場となっており、階段周囲の植栽に生えている草が抜き取られ階段にまき散らされている。また、初冬には、落葉が階段に積って一部の階段が見えなくなる。こういった場所は掃除の対象外なのでしょうか。改善の私案として、①階段脇の竹(笹?)の植込みを無くしてコンクリート変える。コンクリートは階段側に片向くよう傾斜をつけてゴミを置けないようにし、手すりを付ける。②ゴミの放置や落書きは器物損壊になり犯罪であることを書いたプレートを設置する。③現在設置されているブレートは汚染や劣化しているので新設すると共に、防犯カメラを2台追加設置する、ことを提案する。	いただいたご意見につきましては、関係所管と共有し、今後の施策の参考といたします。	
	個々人の敷地内あるいは区の管理する区道・緑道・公園等から排出される雑草や樹木からの落ち葉などを従来通り区の清掃車で区の清掃工場に搬入し、スピーディーに燃焼し、大気中、二酸化炭素を排出する場合は、世田谷区全体で年間何万トンのCO2を排出することになるのか?推定値を示してほしい。※生ごみや紙ごみ等などは、従来通り、燃焼しつくすと仮定。	オール東京62市区町村共同事業の「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」において算出している、世田谷区の「廃棄物部門」における2021年度のCO2排出量は、121(千tーCO2)となります。ただし、「厨芥ごみ」や「紙くず」、雑草や樹木からの落ち葉などのバイオマス起源の廃棄物は、カーボンバランスが一定であるという考えから、このCO2排出量の数値には含まれていないため、雑草や樹木からの落ち葉のみに限定したCO2排出量の算定は、現時点では行っておりません。参考までに、「世田谷区家庭ごみ・事業系ごみ組成分析調査及び計量調査(令和6年度版)」では、「木・草類」のごみ量は年間5,176t(家庭ごみ4,917t、事業系ごみ258t)と推計しています。	
171	区民が落ち葉などを生ごみと一緒に清掃車に渡してしまった場合に比べて、落ち葉を土中に埋めたり、腐葉 土作りに回した場合は、どの程度、二酸化炭素排出量を減らせますか、この点を調べれますか。	オール東京62市区町村共同事業の「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」において算出している、世田谷区の「廃棄物部門」における2021年度のCO2排出量は、121(千tーCO2)となります。ただし、「厨芥ごみ」や「紙くず」、雑草や樹木からの落ち葉などのバイオマス起源の廃棄物は、カーボンバランスが一定であるという考えから、このCO2排出量の数値には含まれていないため、雑草や樹木からの落ち葉のみに限定したCO2排出量の算定は、現時点では行っておりませんが、腐葉土として活用することは、資源循環につながる取組みであり、、落ち葉の活用方法を関係所管で情報共有します。	